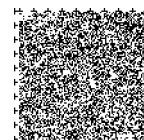


資料編



資料 1 青梅市食育推進計画策定懇談会設置要綱

1 設置

食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 18 条の規定にもとづく青梅市食育推進計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、必要事項の検討を行うため、青梅市食育推進計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

2 所掌事項

懇談会は、計画の策定に関し、必要な事項を検討する。

3 組織

懇談会は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する委員 12 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1 人
- (2) 医療・保健関係機関の代表 2 人
- (3) 農業関係機関の代表 2 人
- (4) 企業の代表 1 人
- (5) 教育関係者の代表 2 人
- (6) 市民団体の代表 1 人
- (7) 公募の市民 3 人以内

4 委員の任期

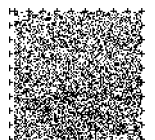
委員の任期は、第 8 項に定める報告のあった日の翌日までとする。

5 会長および会長職務代理者

- (1) 懇談会に会長および会長職務代理者を置く。
- (2) 会長および会長職務代理者は、委員が互選する。
- (3) 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- (4) 会長職務代理者は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 会議

- (1) 懇談会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
- (2) 懇談会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。



7 意見の聴取等

懇談会は、必要があると認める時は、委員以外の出席等を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

8 報告

会長は、懇談会の検討結果をまとめ、市長に報告する。

9 庶務

懇談会の庶務は、健康担当課において処理する。

10 その他

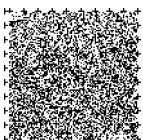
この要綱に定めるものの他、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会が定める。

11 実施期日

この要綱は、平成21年4月1日から実施し、第8項に規定する報告のあった日の翌日をもって廃止する。

12 経過措置

この要綱の一部改正は、平成21年5月12日から実施する。

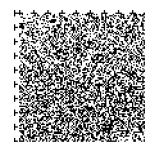


資料 2 青梅市食育推進計画策定懇談会委員名簿

平成 2 1 年 6 月 2 6 日現在

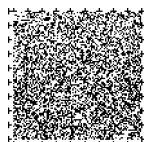
会長 会長職務代理者

氏名	選出区分	現職
田中 弘之	学識経験者	東京家政学院大学 家政学部健康栄養学科 教授
三井 博	医療・保健関係機関 の代表	青梅市歯科医師会 会長
鈴木 とし子	"	東京都西多摩保健所 生活環境安全課保健栄養係 管理栄養士
高野 惣一	農業関係機関の代 表	青梅市農業委員会委員
河村 吉男	"	西東京農業協同組合 代表理事常務
嶋崎 雄幸	企業の代表	嶋崎税務会計事務所副所長
前田 佐和子	教育関係者の代表	青梅市立霞台小学校 校長
中村 ヤエ子	"	二俣尾保育園 園長
吉田 真	市民団体の代表	若草親児の会 役員
志村 リツ子	公募の市民	
吉永 紀子	"	
高野 千恵子	"	



資料 3 青梅市食育推進計画策定懇談会検討経過

	開催月日	会議要旨
第 1 回	平成 2 1 年 6 月 2 6 日 (金)	1 委嘱状交付 2 会長・会長職務代理者の選出 3 青梅市の取組み状況について 4 今後のスケジュールについて
第 2 回	8 月 3 1 日 (月)	1 市民意識調査の分析結果(概要版)について 2 青梅市の食育に関する施策等について
第 3 回	1 0 月 5 日 (月)	1 市民意識調査の国および都との比較について 2 懇談会意見とアンケート調査等からみた課題について 3 懇談会(第 1 回・2 回)意見からの食育課題の抽出について 4 国と都の食育推進計画の比較対照について
第 4 回	1 1 月 2 6 日 (木)	1 計画(素案)「第 3 章 食育の基本方針・第 4 章 食育の施策展開」の検討について
第 5 回	平成 2 2 年 1 月 1 8 日 (月)	1 計画(素案)「第 4 章 食育の施策展開」の検討について
第 6 回	2 月 8 日 (月)	1 計画(素案)全体の検討について 2 パブリックコメントの実施について
第 7 回	3 月 1 6 日 (火)	1 計画(素案)まとめ



資料 4 青梅市食育推進計画調査検討会設置要綱

1 設置

食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 18 条の規定にもとづく青梅市食育推進計画を作成するに当たり、必要事項の検討を行うため、青梅市食育推進計画調査検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

2 所掌事項

検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食育推進計画の調査検討に関すること。
- (2) 食育推進計画の行政内部の調整および連携に関すること。

3 組織

検討会は、委員 9 人をもって組織し、次の職にある者をこれに充てる。

- (1) 委員長 健康福祉部長
- (2) 副委員長 健康課長
- (3) 委員 企画調整課長、市民生活課長、商工観光課長、農林課長、子育て支援課長、指導室長および給食センター所長

4 委員長の職務および代理

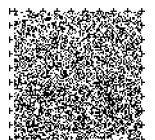
- (1) 委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 検討会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長が必要と認める時は、検討会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

6 部会

- (1) 検討会は、個別事項等について専門的な調査および検討を行うため、必要に応じて部会を設置することができる。
- (2) 部会の設置および運営は、委員長が別に定める。



7 報告

委員長は、必要に応じて検討会の検討経過および最終検討結果を青梅市長に報告する。

8 庶務

検討会の庶務は、健康課において行う。

9 その他

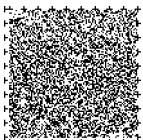
この要綱に定めるものの他、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討会に諮って定める。

10 実施期日

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

11 経過措置

この要綱の一部改正は、平成21年5月12日から実施する。

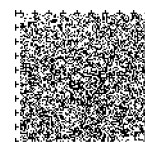


資料 5 青梅市食育推進計画調査検討会委員名簿

平成 21 年 4 月 1 日現在

委員長 副委員長

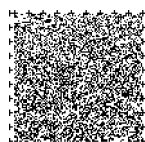
氏 名	所 属 部 課
関 塚 泰 久	健康福祉部長
池 田 央	健康福祉部健康課長
水 村 和 朗	企画部企画調整課長
市 川 真佐美	市民部市民生活課長
星 野 由 援	環境経済部商工観光課長
高 野 佳 弘	環境経済部農林課長
清 水 宏	健康福祉部子育て支援課長
宇 田 剛	学校教育部指導室長
朱 通 智	学校教育部給食センター所長



資料 6 青梅市食育推進計画調査検討部会委員名簿

平成 21 年 10 月 1 日現在

区分	役職	氏名	所属
第1部会	部会長	池田 央	健康福祉部健康課長
	副部会長	水村 和朗	企画部企画調整課長
	部会員 (事務局)	森谷 忠介	健康福祉部健康課母子保健係長
	部会員	松永 和浩	企画部企画調整課企画調整担当主査
	〃	塩野 秀男	市民部市民生活課勤労・消費生活担当主査
	〃	塚本 智信	社会教育部社会教育課生涯学習推進係長
第2部会	部会長	高野 佳弘	環境経済部農林課長
	副部会長	市川 真佐美	市民部市民生活課長
	〃	星野 由援	環境経済部商工観光課長
	部会員	吉野 雅幸	市民部市民活動推進課市民活動推進係長
	〃	小林 正一	環境経済部農林課農政係長
	〃	藤井 卓	環境経済部商工観光課商工観光係長
	事務局	南澤 進一	健康福祉部健康課母子保健係員
第3部会	部会長	宇田 剛	学校教育部指導室長
	副部会長	清水 宏	健康福祉部子育て支援課長
	〃	朱通 智	学校教育部給食センター所長
	部会員	石川 久	健康福祉部子育て支援課保育係長
	〃	山中 威	学校教育部指導室指導係長
	〃	一岡 敏行	学校教育部給食センター栄養担当主査
	〃	檜島 章夫	総務部庶務課庶務係長
	事務局	江川 弘子	健康福祉部健康課母子保健係員



資料7 食生活と食育に関する市民意識調査 概要

調査実施の概要

1 調査目的

食生活と食育に関する市民の意識・意向を把握し、「青梅市食育推進計画」の策定に資することを目的とする。

2 調査内容

- (1) 食生活について
- (2) 食育について
- (3) 学校や地域での食育について
- (4) 市の取り組みについて

3 調査設計

- (1) 調査対象：青梅市に住む18歳から70歳の男女個人
- (2) 標本数：2,000サンプル
- (3) 標本抽出方法：住民基本台帳に基づく層化2段階無作為抽出
- (4) 調査方法：郵送による配布・回収
- (5) 調査期間：平成20年12月1日～12月22日

4 回収結果

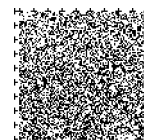
- (1) 有効回収数 892 サンプル
- (2) 有効回収率 44.6%

グラフ、文章内の表記について

- ・ nは回答者数
- ・ 3 M.A.は3つまで選択、5 M.A.は5つまで選択、M.A.はいくつでも選択

平成21年8月

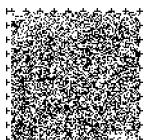
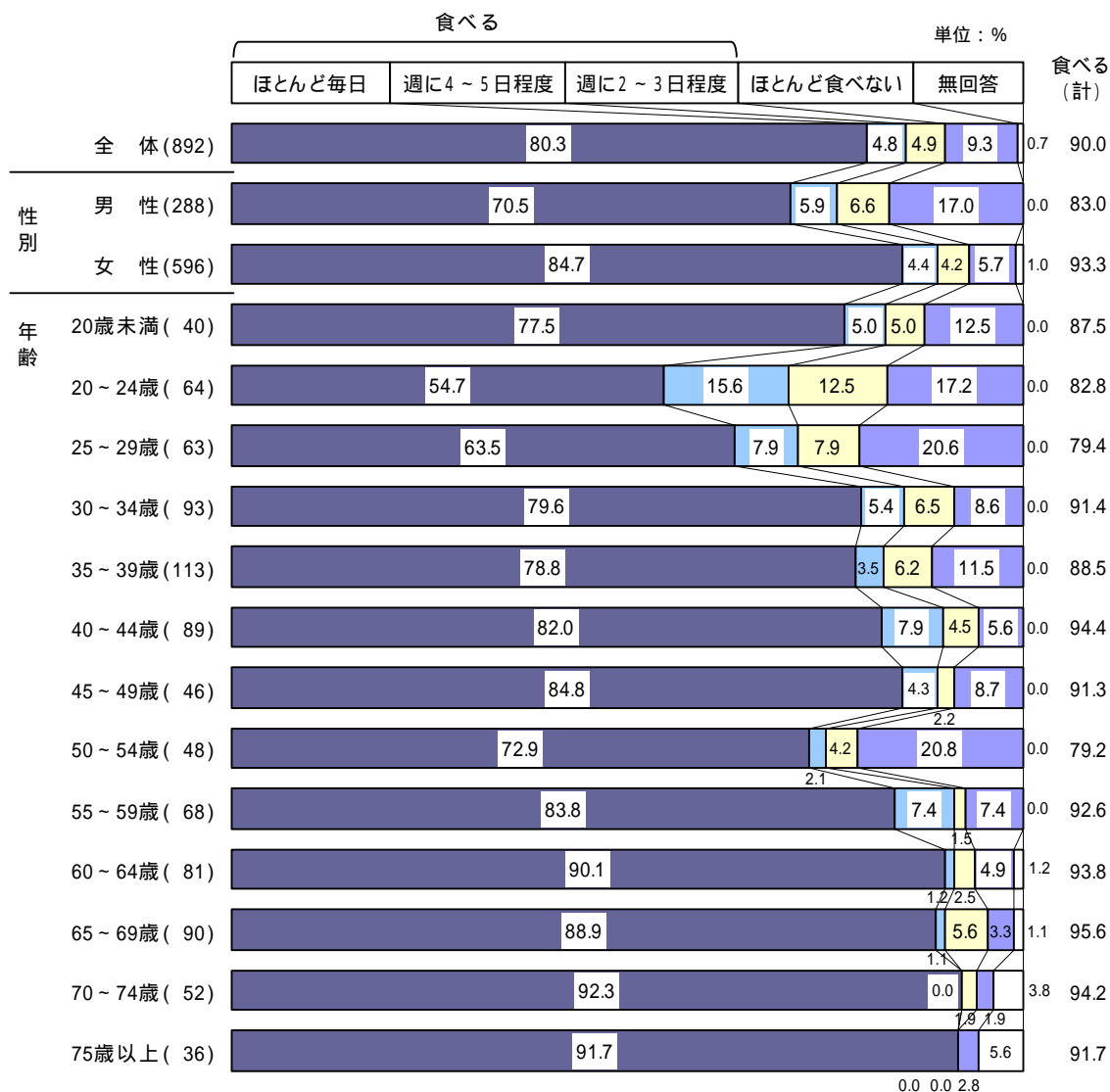
青梅市



1. 食生活について

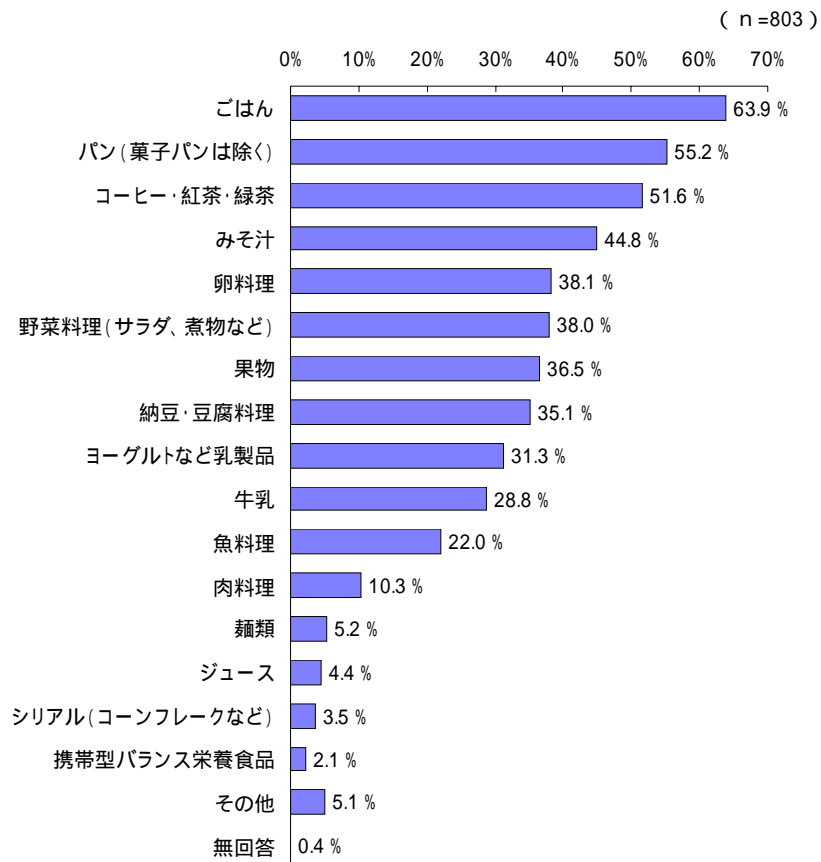
問1 朝食を食べる頻度

「ほとんど毎日食べる」が80%、「週に4～5日程度食べる」「週に2～3日程度食べる」を含めた『食べる(計)』が90%。
 性別では、男性で「ほとんど食べない」割合が多い。
 年齢別では、29歳までの若年層と、50～54歳に「ほとんど食べない」が多い。



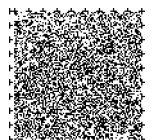
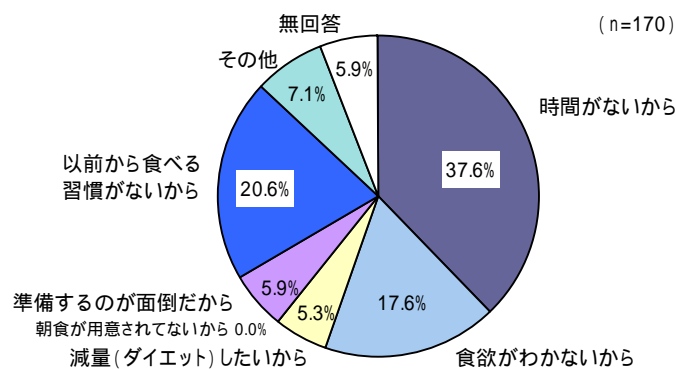
問2 朝食の内容（朝食を『食べる』と回答した人（803人）に）(M.A.)

「ごはん」が 63.9%で最も多く、「パン（菓子パンは除く）」55.2%、「コーヒー・紅茶・緑茶」51.6%、「みそ汁」44.8%が続く。



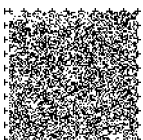
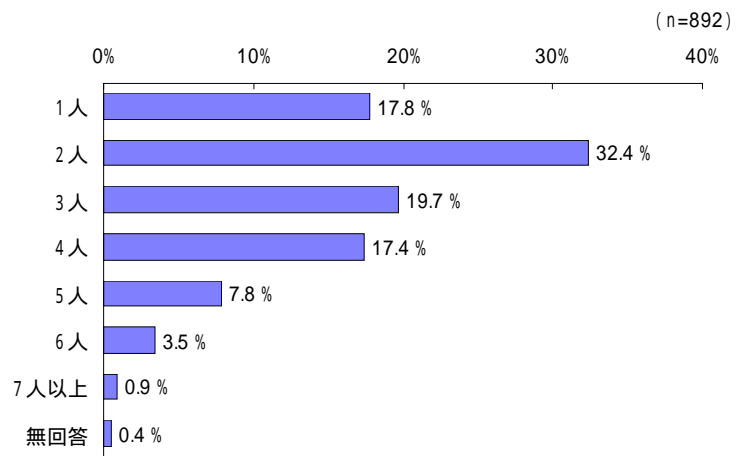
問3 朝食を食べない理由（朝食を「ほとんど食べる」以外に回答した人（170人）に）

「時間がないから」が 37.6%と最も多く、次いで「以前から食べる習慣がないから」が 20.6%、「食欲がわからないから」が 17.6%。



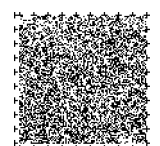
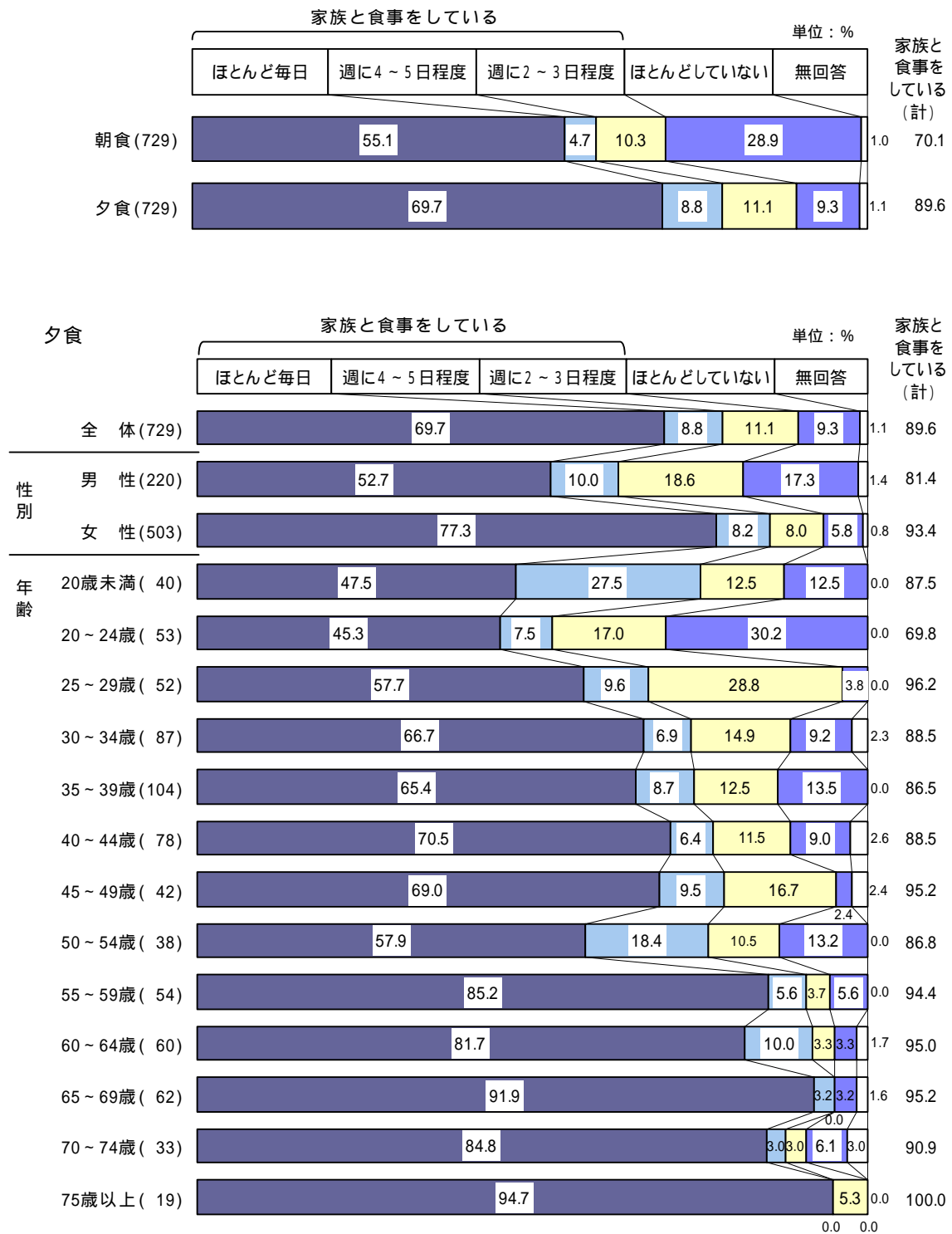
問4 同居の家族人数

1人（単身）は17.8%、2人以上（同居家族あり）は81.7%。



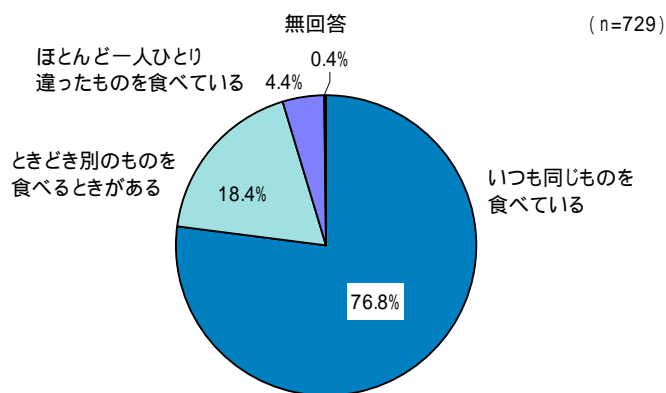
問5 家族との食事の頻度（同居家族がいる人（729人）に）

『家族と食事している』は朝食が70.1%、夕食が89.6%。
若年層と50～54歳では、夕食でも家族と一緒にの頻度が低い。



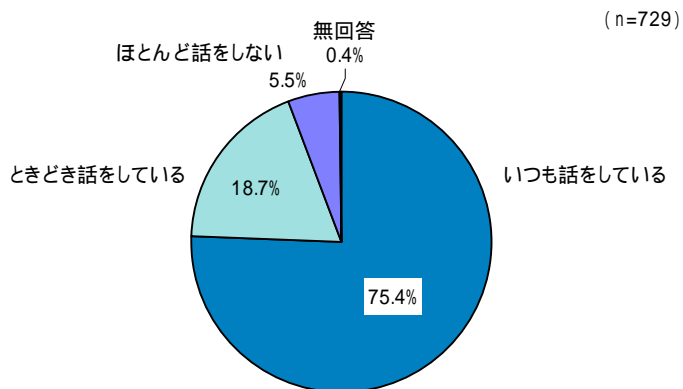
問6 夕食時に家族で同じものを食べているか（同居家族がいる人（729人）に）

「いつも同じものを食べている」が76.8%、「ときどき別のものを食べるときがある」が18.4%。



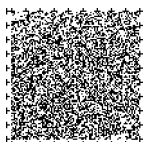
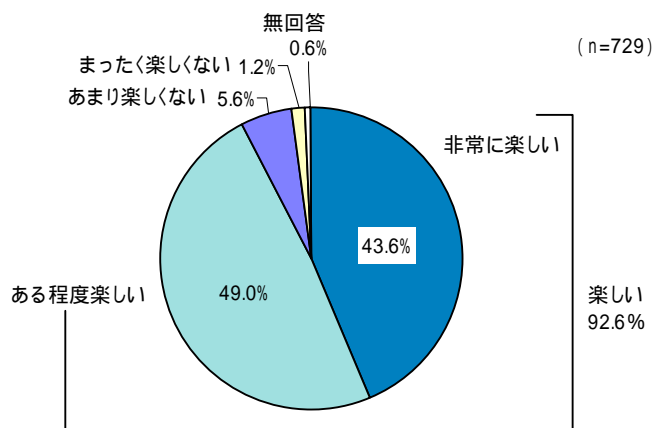
問7 夕食時の家族との会話（同居家族がいる人（729人）に）

「いつも話をしている」が75.4%、「ときどき話をしている」が18.7%。



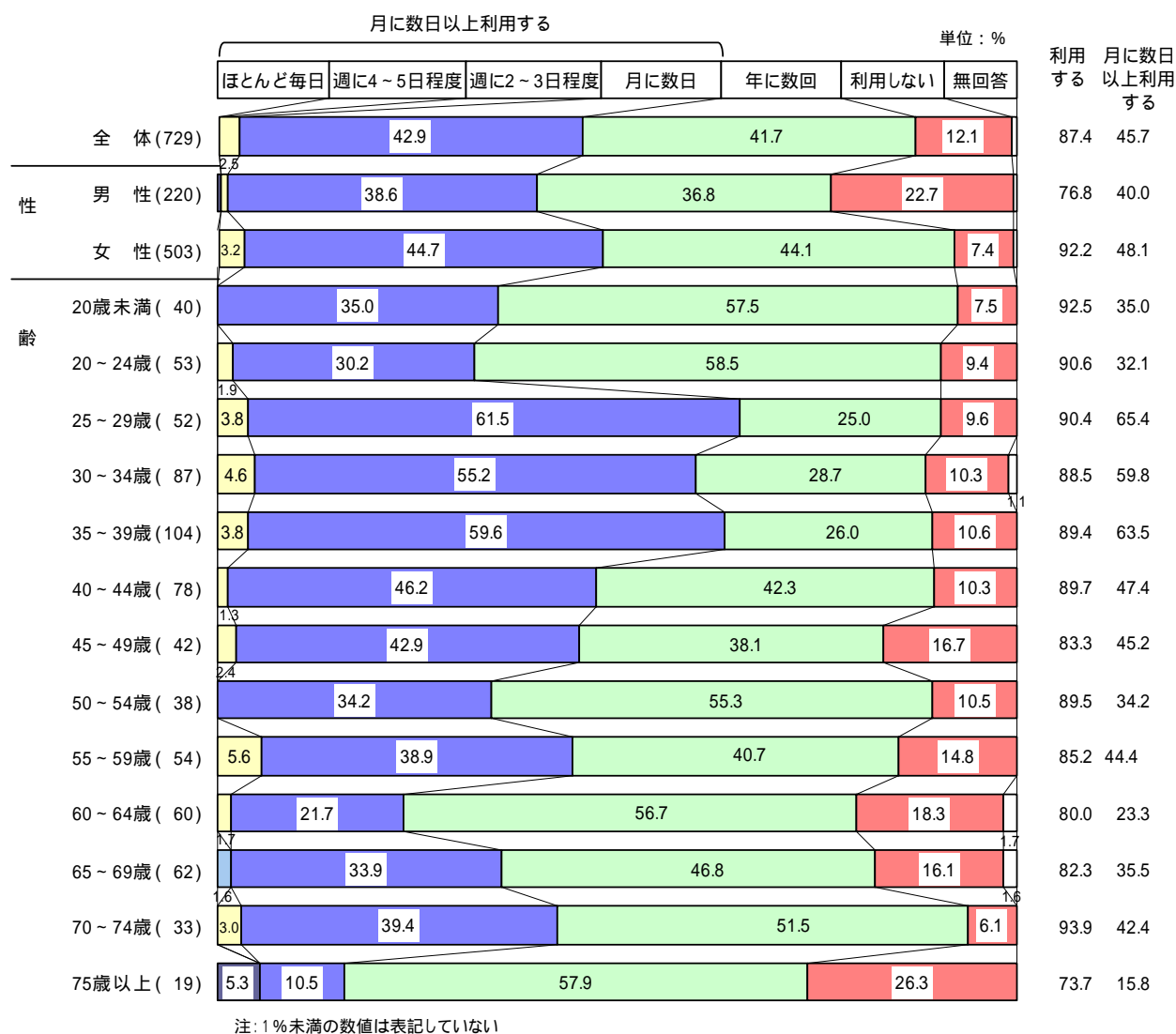
問8 家族と一緒に食事が楽しいか（同居家族がいる人（729人）に）

『楽しい』が92.6%。



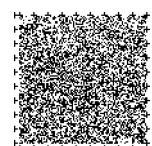
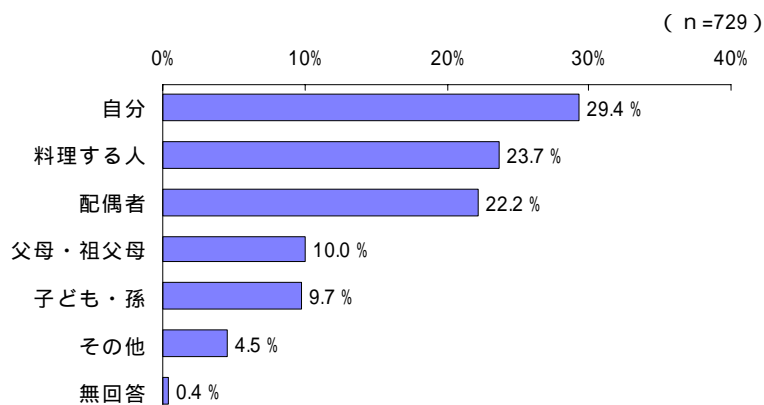
問9 外食の頻度（同居家族がいる人（729人）に）

『月に数日以上利用する』が45.7%、「年に数回」41.7%を含めた『利用する』が87.4%。
25歳～30歳代で『月に数日以上利用する』が多い。



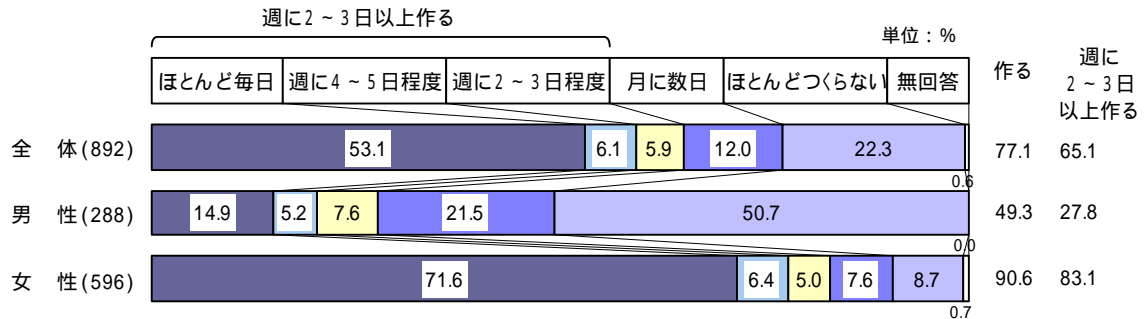
問10 食事メニューは誰の好みで決めるか（同居家族がいる人（729人）に）

「自分」が29.4%で最も多く、次いで「料理する人」23.7%、「配偶者」22.2%。



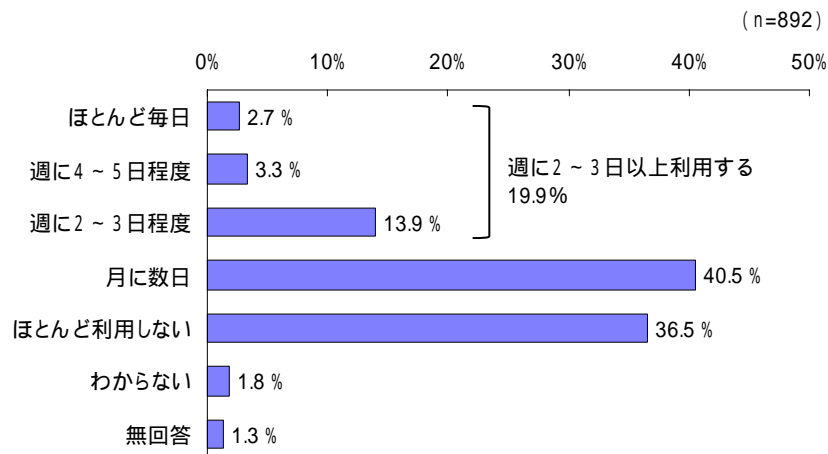
問 11 自分で料理を作る頻度

『週に2～3日以上作る』が65.1%、「月に数日(休日など)」12.0%を含めた『作る』が77.1%。
 『作る』は男性で49.3%、女性で90.6%。



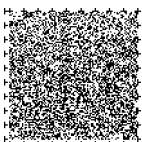
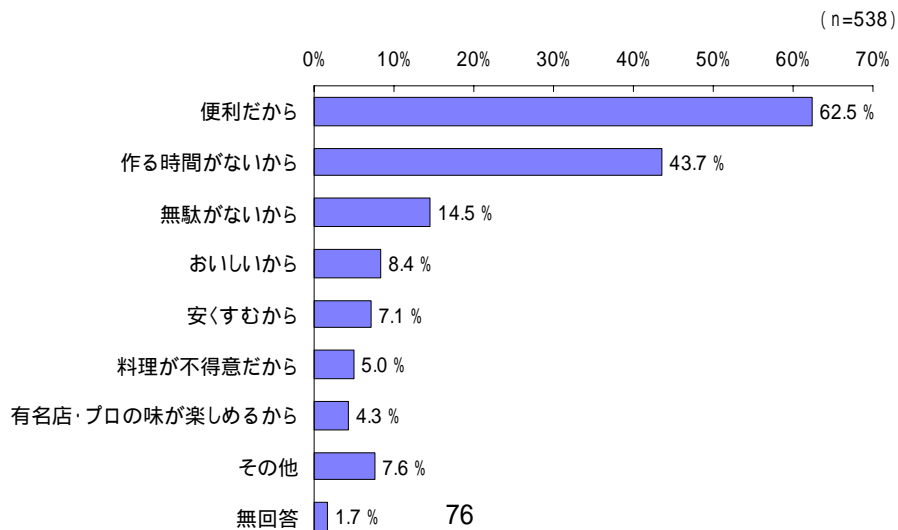
問 12 調理済み(できあい)の総菜や弁当の利用頻度

『週に2～3日以上利用する』が19.9%、「月に数回」40.5%を含めた『利用する』は60.3%。



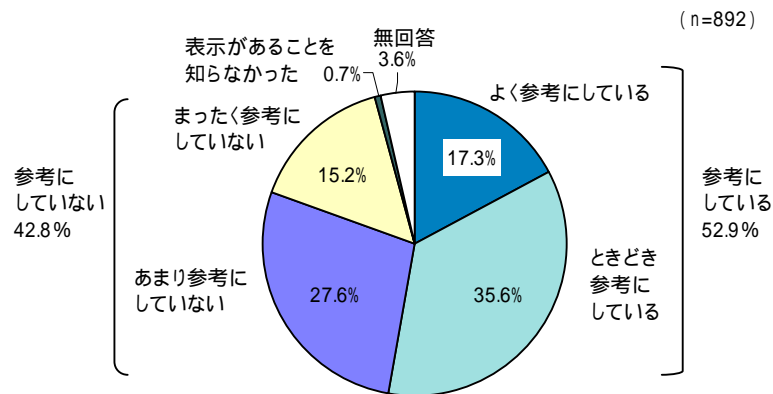
問 13 調理済みの食品を利用する理由(利用すると答えた人(538人)に)(2 M.A.)

「便利だから」が62.5%で最も多く、「作る時間がないから」43.7%が続く。



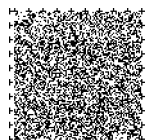
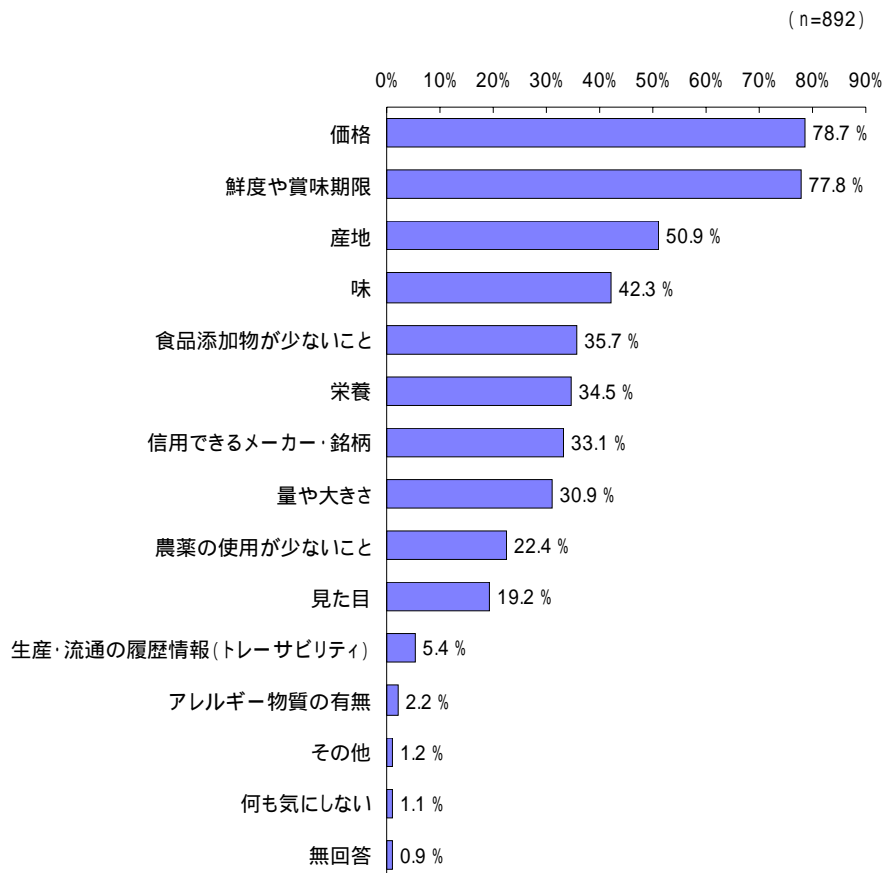
問 14 外食や食品購入時の栄養表示の参考

『参考にしている』が52.9%、『参考にしていない』が42.8%。



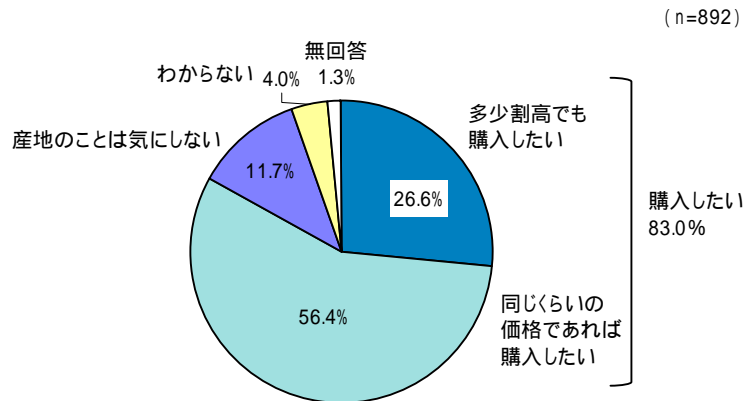
問 15 食品を選ぶときに重視すること (5 M.A.)

「価格」78.7%、「鮮度や賞味期限」77.8%が多く、「産地」50.9%、「味」42.3%、「食品添加物が少ないこと」35.7%などが続く。



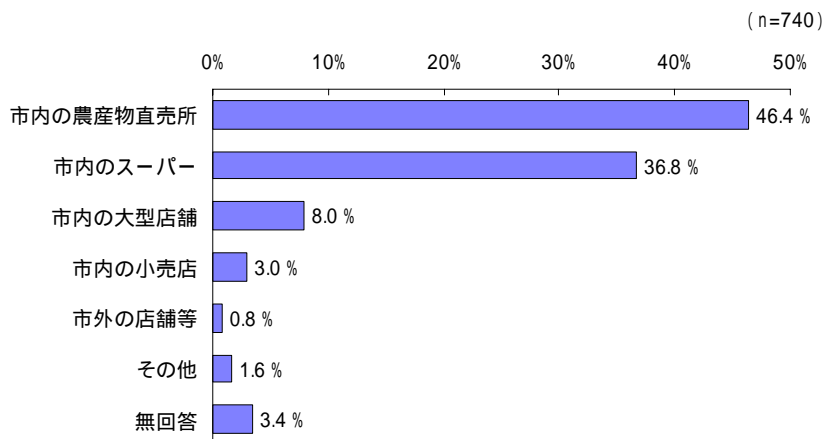
問 16 地元の産物とわかる商品であれば購入したいか

『購入したい』が 83.0%、「産地のことは気にしない」が 11.7%。



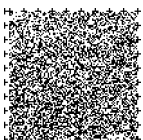
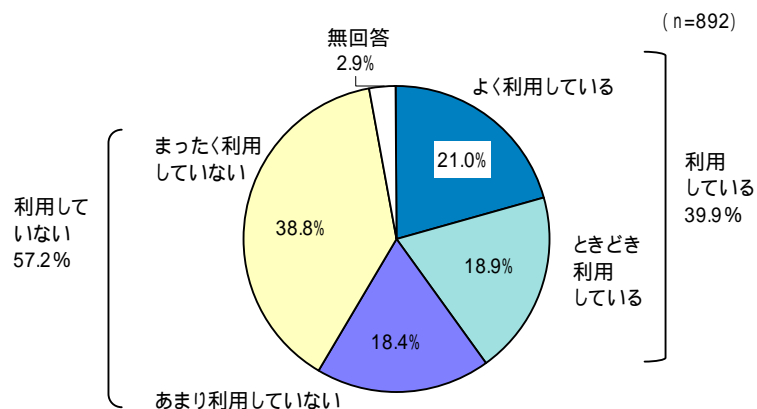
問 17 地元の産物の購入場所（問 16 で『購入したい』と答えた人（740 人）に）

「市内の農産物直売所」が 46.4%、「市内のスーパー」が 36.8%。



問 18 栄養を補う食品（サプリメントや栄養ドリンクなど）の利用

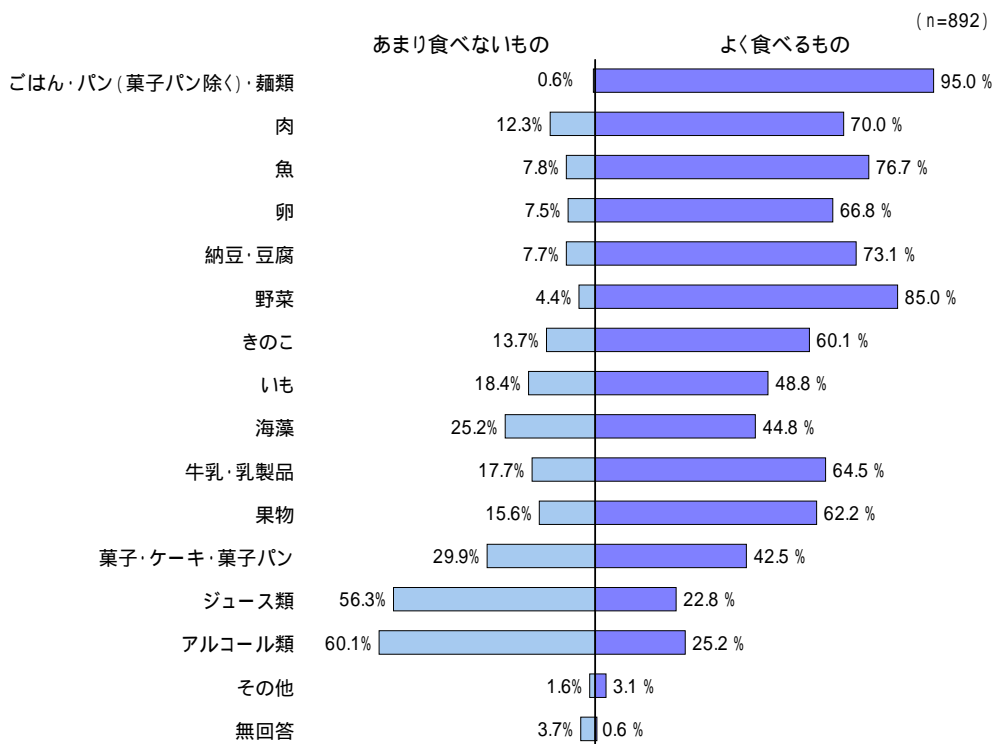
『利用している』が 39.9%、「利用していない」が 57.2%。



問 19 食事の内容でよく食べているもの、あまり食べないもの (M.A.)

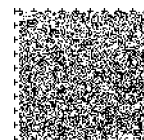
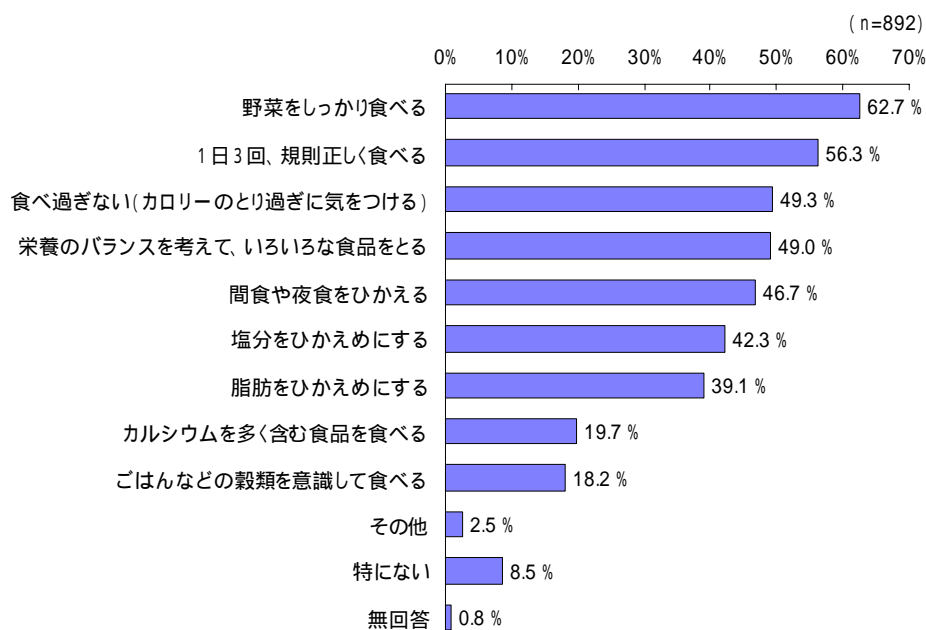
よく食べるものは「ごはん・パン(菓子パン除く)・麺類」が95.0%で、「野菜」85.0%、「魚」76.7%、「納豆・豆腐」73.1%と続く。

あまり食べないものは「アルコール類」60.1%、「ジュース類」56.3%、「菓子・ケーキ・菓子パン」29.9%など。



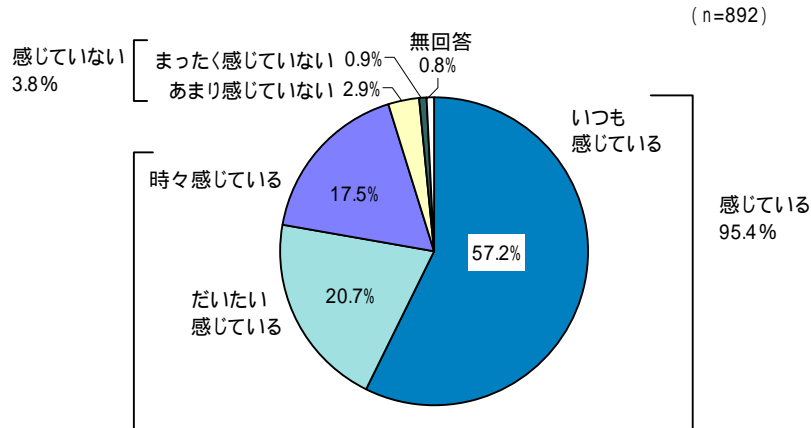
問 20 食事の摂り方で気をつけていること (M.A.)

「野菜をしっかり食べる」が62.7%で最も多く、「1日3回、規則正しく食べる」56.3%、「食べ過ぎない(カロリーの取りすぎに気をつける)」49.3%、「栄養のバランスを考えて、いろいろな食品をとる」49.0%が続く。



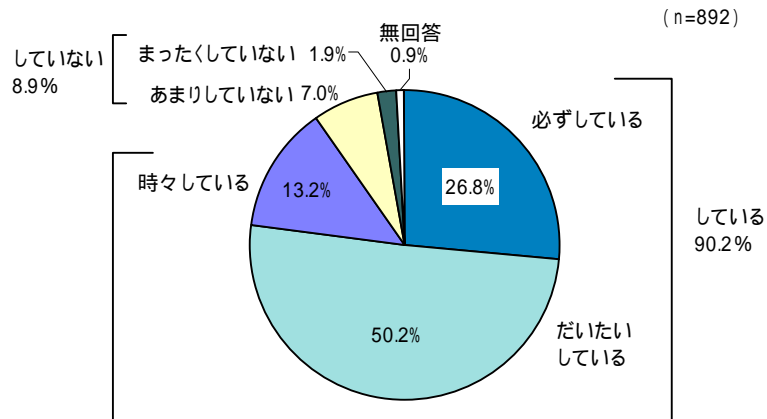
問 21 食べ残しや食品の廃棄について「もったいない」と感じるか

『感じている』が 95.4%。



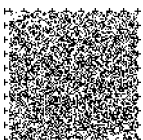
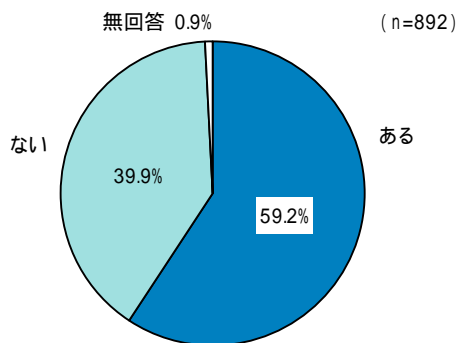
問 22 食べ残しを減らす努力

『している』が 90.2%、『していない』が 8.9%。



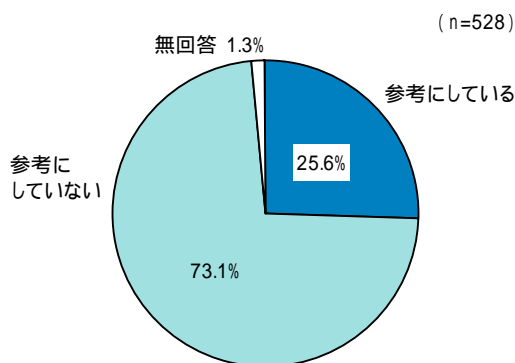
問 23 食事バランスガイドを見たことがあるか

「ある」が 59.2%、「ない」が 39.9%。



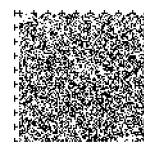
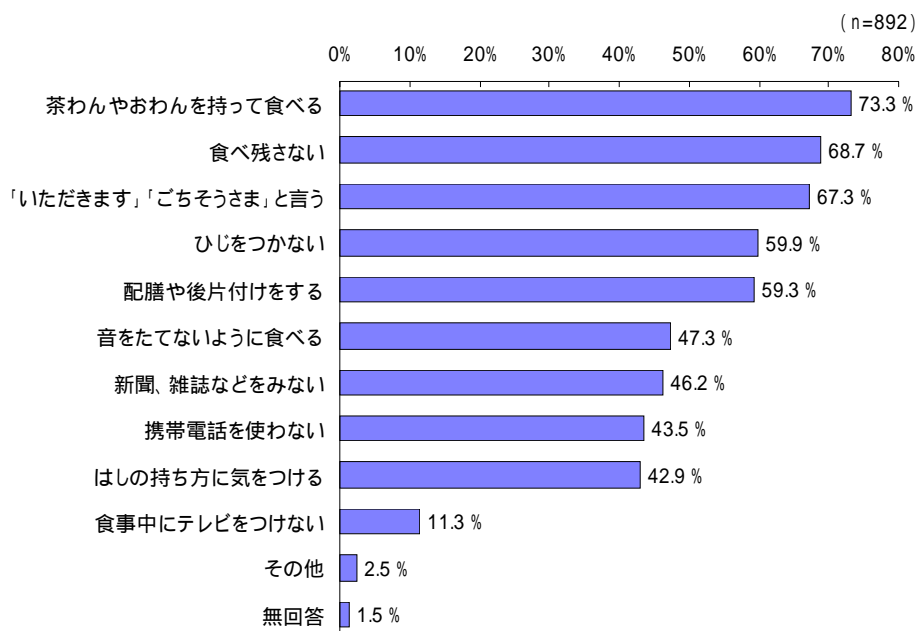
問 24 食事バランスガイドの活用（問 23 で「ある」と答えた人（528 人）に）

「参考にしている」が 25.6%、「参考にしていない」が 73.1%



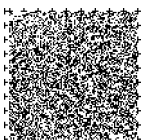
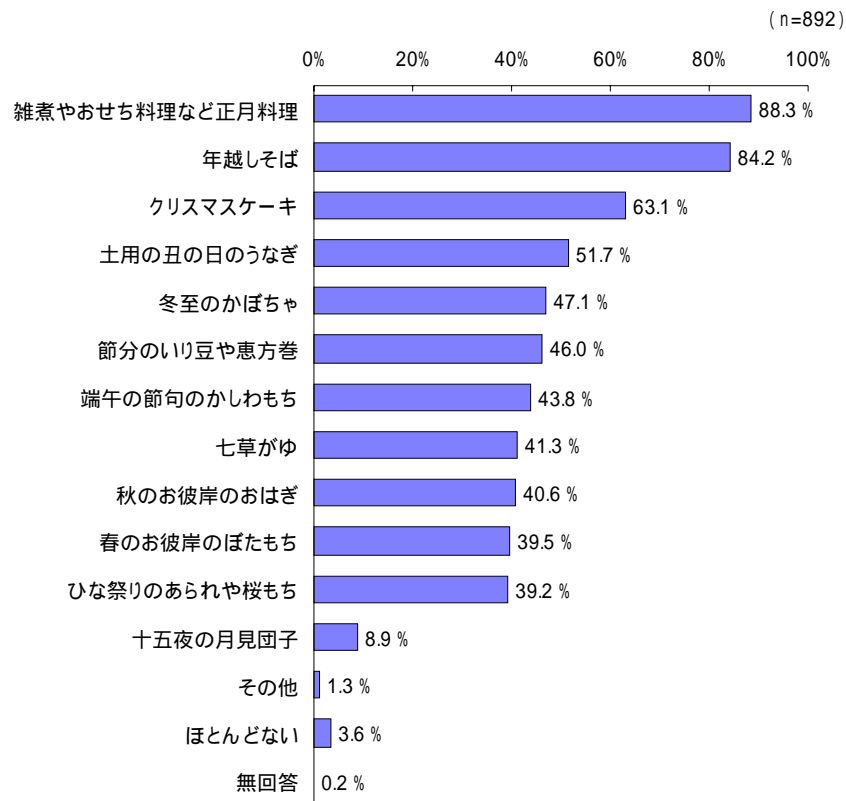
問 25 食事の際に気をつけているマナー（M.A.）

「茶わんやおわんを持って食べる」が 73.3%、「食べ残さない」68.7%、「いただきます、ごちそうさまと言う」67.3%と続く。



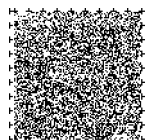
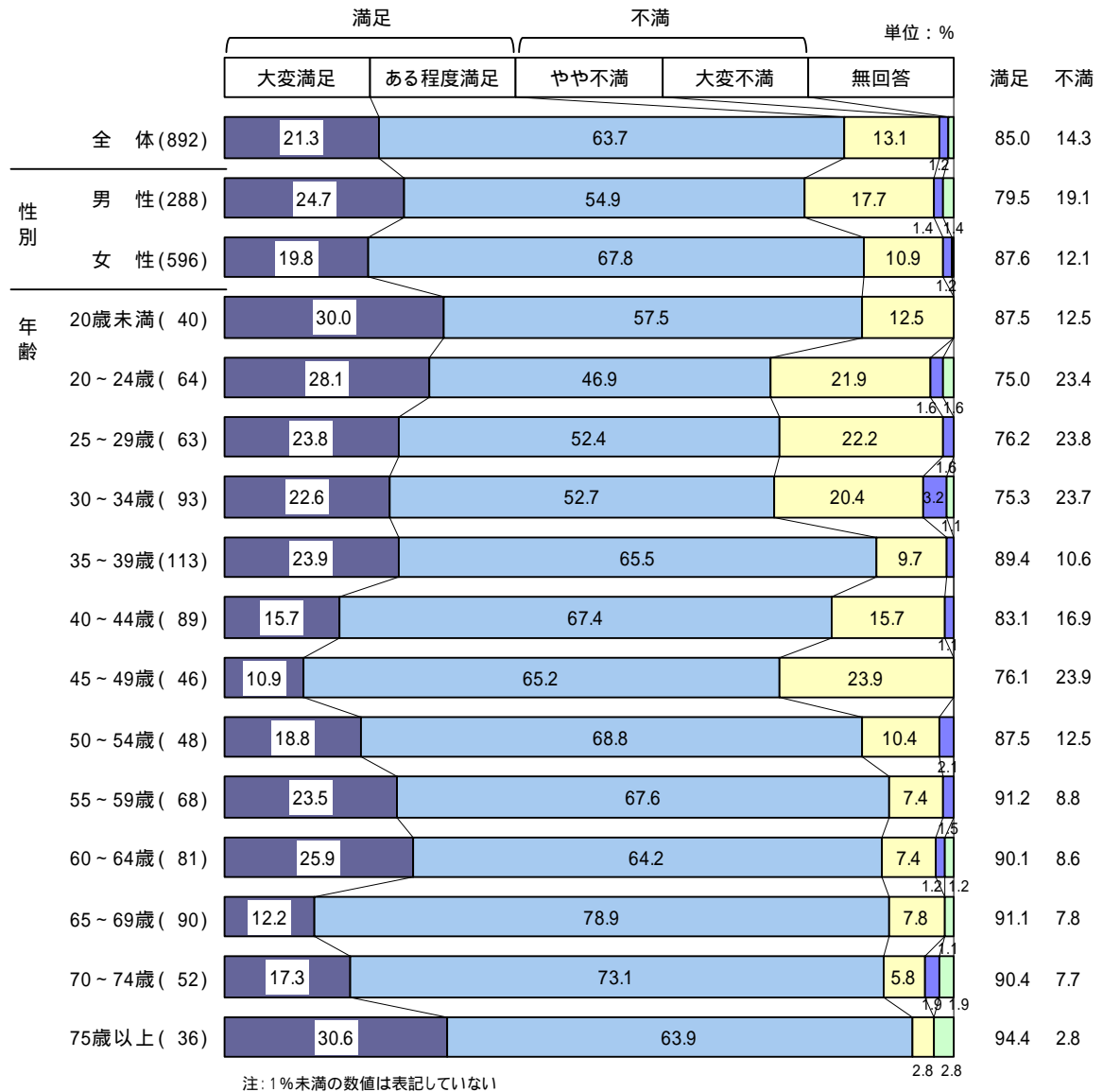
問 26 季節ごとの行事食を食べる習慣 (M.A.)

「雑煮やおせち料理など正月料理」88.3%、「年越しそば」84.2%が多く、「クリスマスケーキ」63.1%、「土用の丑の日のうなぎ」51.7%と続く。



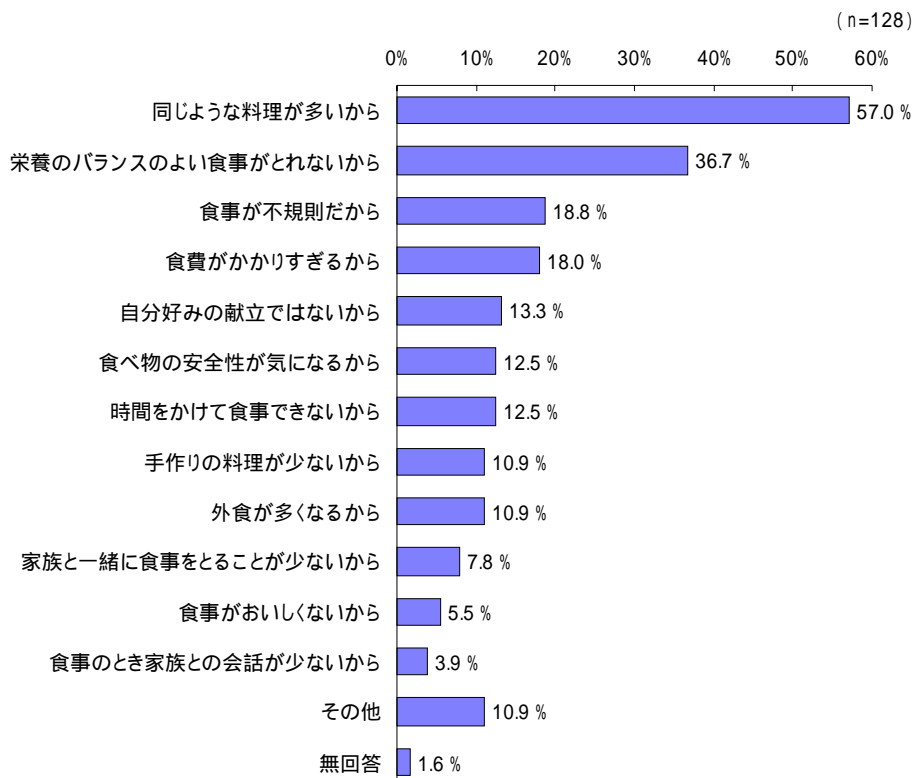
問 27 食生活の満足度

『満足』が85.0%、『不満』が14.3%。
20歳代～34歳までと、40歳代で『満足』が低い。



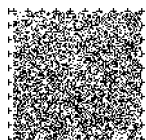
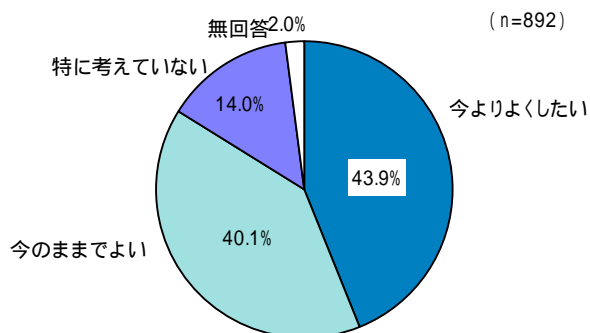
問 28 不満の理由（問 27 で『不満』と答えた人（128 人）に）（3 M.A.）

「同じような料理が多いから」が 57.0%で最も多く、「栄養のバランスのよい食事がとれないから」36.7%、「食事が不規則だから」18.8%、「食費がかかりすぎるから」18.0%と続く。



問 29 今後の食生活

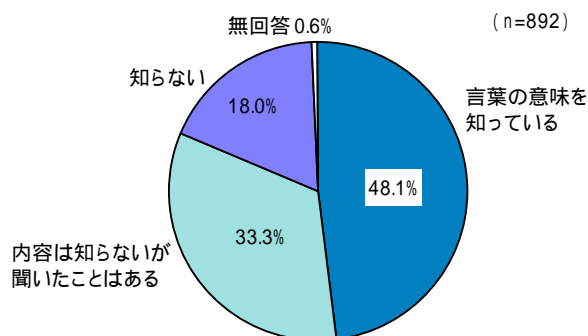
「今よりよくしたい」が 43.9%、「今のままでよい」が 40.1%、「特に考えていない」が 14.0%。



2. 食育について

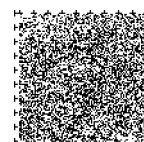
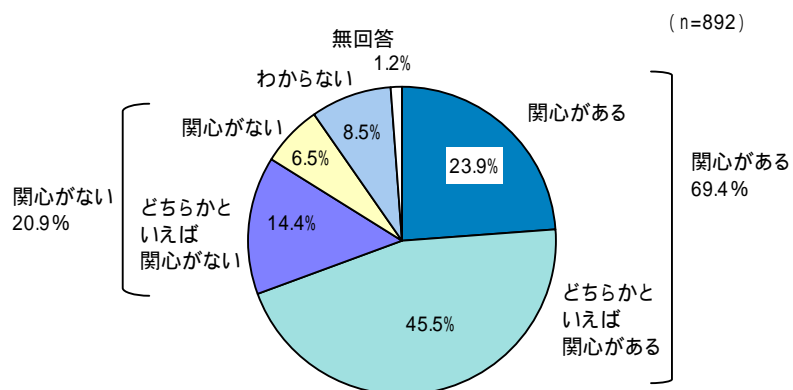
問 30 「食育」の認知度

「言葉の意味を知っている」48.1%と、「内容は知らないが聞いたことはある」33.3%を合わせた『認知している』は81.4%。



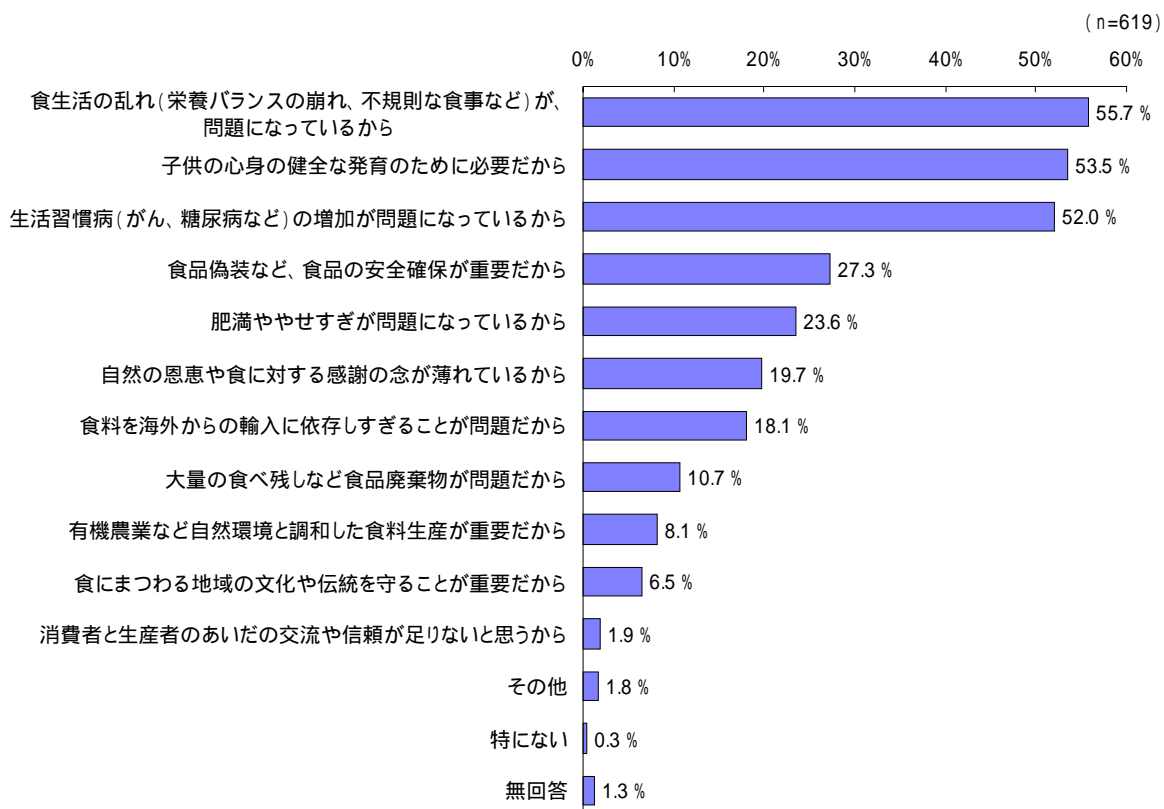
問 31 「食育」への関心

『関心がある』が69.4%、『関心がない』が20.9%。



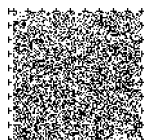
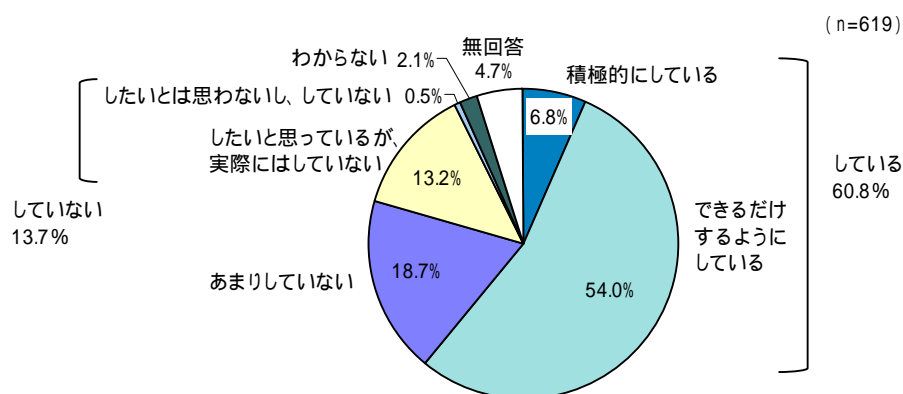
問 32 「食育」に関心のある理由(問 31 で『関心がある』と答えた人(619 人)に)(3 M.A.)

「食生活の乱れ(栄養バランスの崩れ、不規則な食事など)が、問題になっているから」55.7%、「子供の心身の健全な発育のために必要だから」53.5%、「生活習慣病(がん、糖尿病など)の増加が問題になっているから」52.0%が多い。



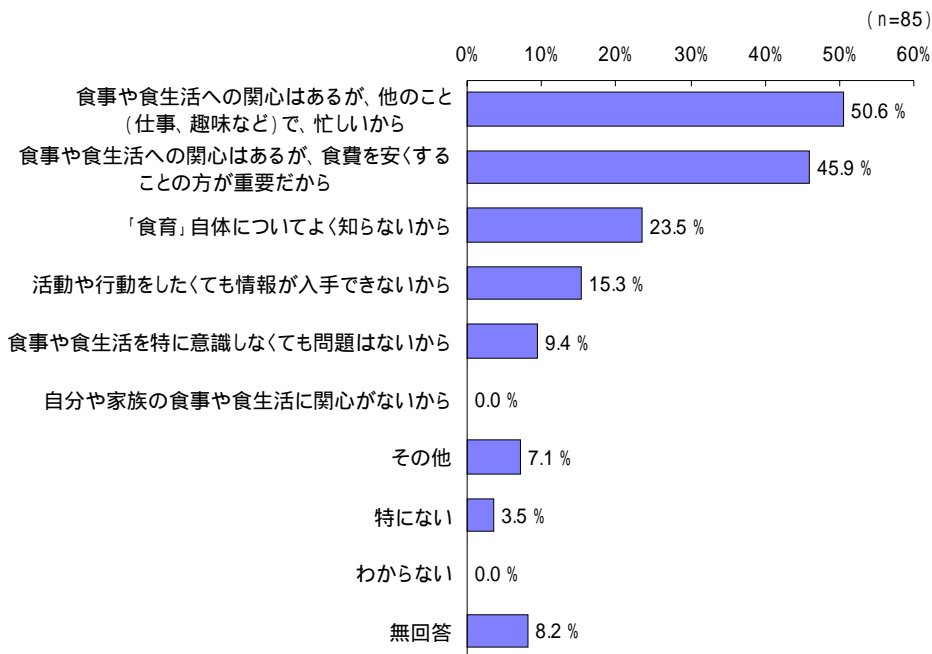
問 33 日頃からの「食育」の実践(問 31 で『関心がある』と答えた人(619 人)に)

「できるだけするようにしている」が54.0%で最も多く、「積極的にしている」6.8%と合わせた『している』は60.8%。



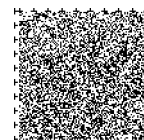
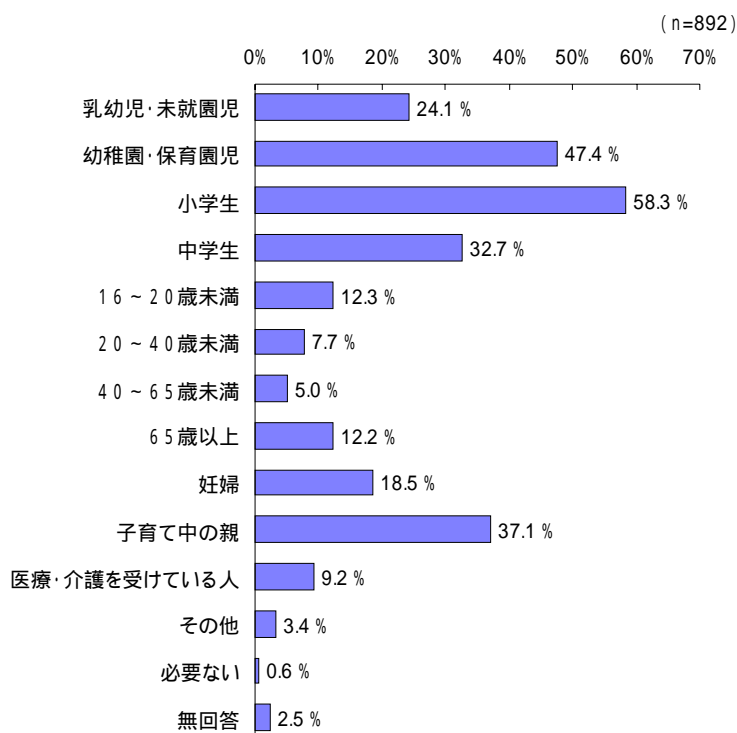
問 34 「食育」を実践していない理由（問 33 で『していない』と答えた人（85 人）に）
（3 M.A.）

「食事や食生活への関心はあるが、他のこと（仕事、趣味など）で、忙しいから」50.6%、
「食事や食生活への関心はあるが、食費を安くすることの方が重要だから」45.9%が多い。



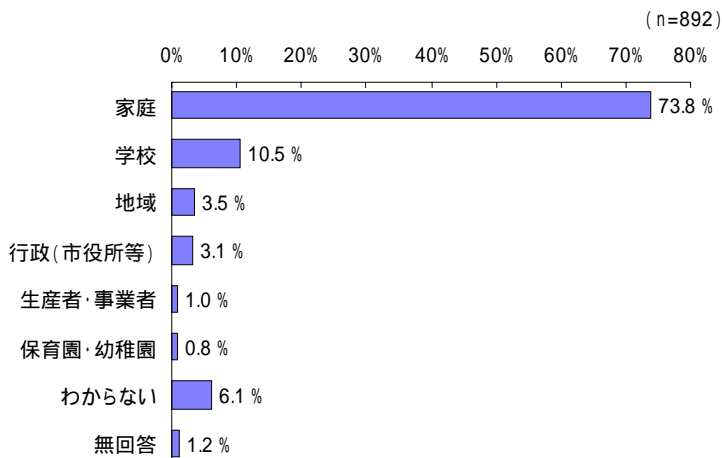
問 35 「食育」を進めるうえで、どのような対象者に取り組むことが大切か（3 M.A.）

「小学生」が 58.3% で最も多く、「幼稚園・保育園児」47.4%、「子育て中の親」37.1%、
「中学生」32.7%が続く。



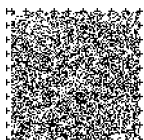
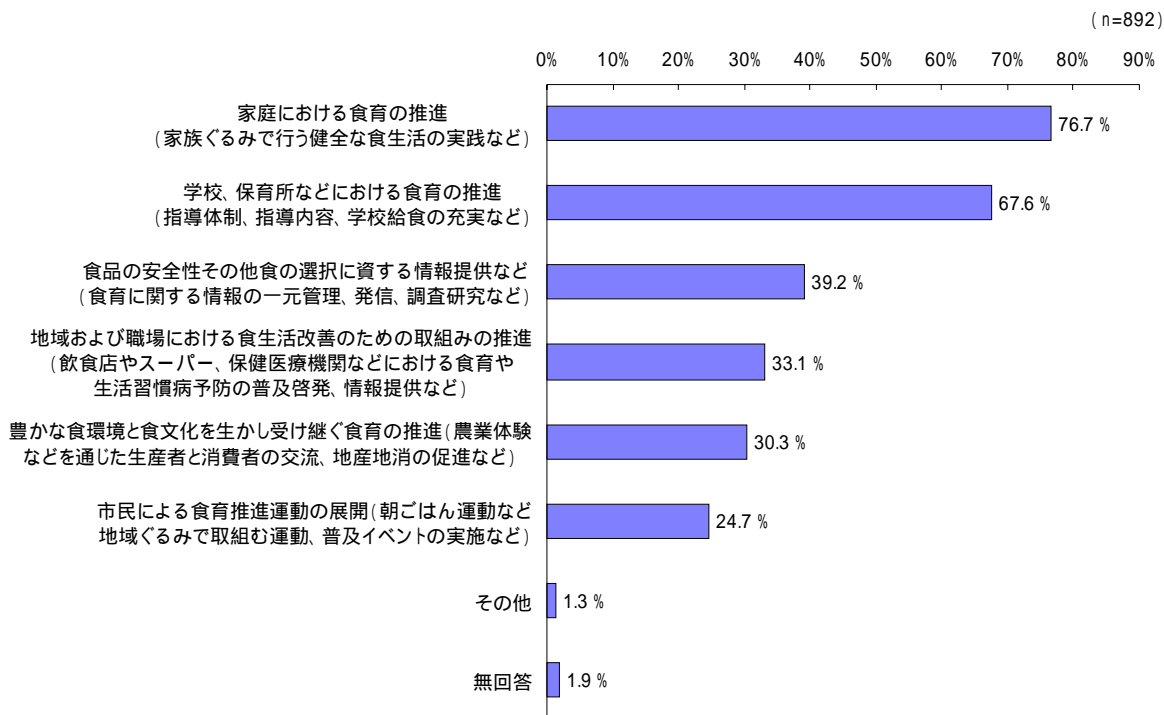
問 36 「食育」は主にどこで行うものだと思うか

「家庭」が73.8%で最も多く、次いで「学校」10.5%



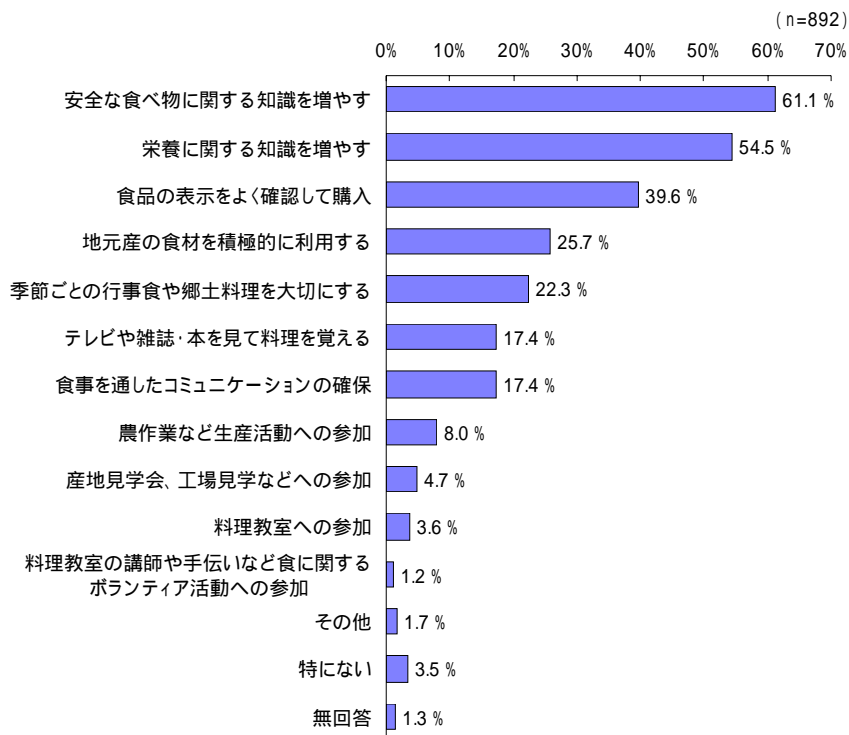
問 37 「食育」を進める効果的な取り組み(3 M.A.)

「家庭における食育の推進」が76.7%、「学校、保育所などにおける食育の推進」67.6%が多い。



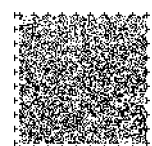
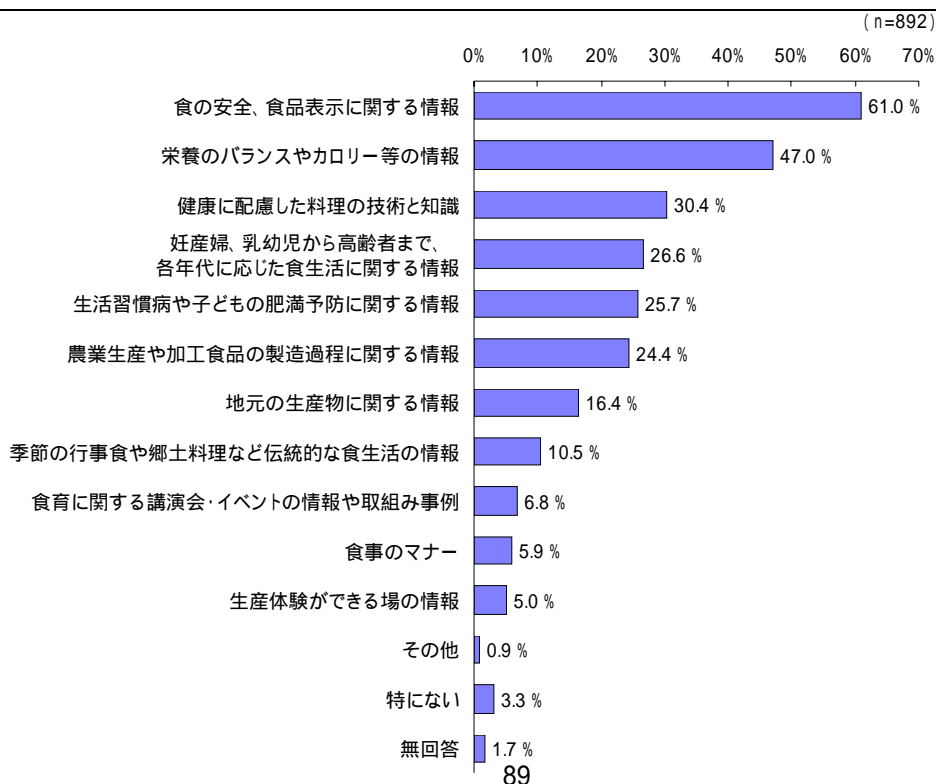
問 38 食生活を健全で豊かなものにするために、したいこと (3 M.A.)

「安全な食べ物に関する知識を増やす」61.1%、「栄養に関する知識を増やす」54.5%が多く、「食品の表示をよく確認して購入」39.6%、「地元産の食材を積極的に利用する」25.7%と続く。



問 39 健全で豊かな食生活のために欲しい情報 (3 M.A.)

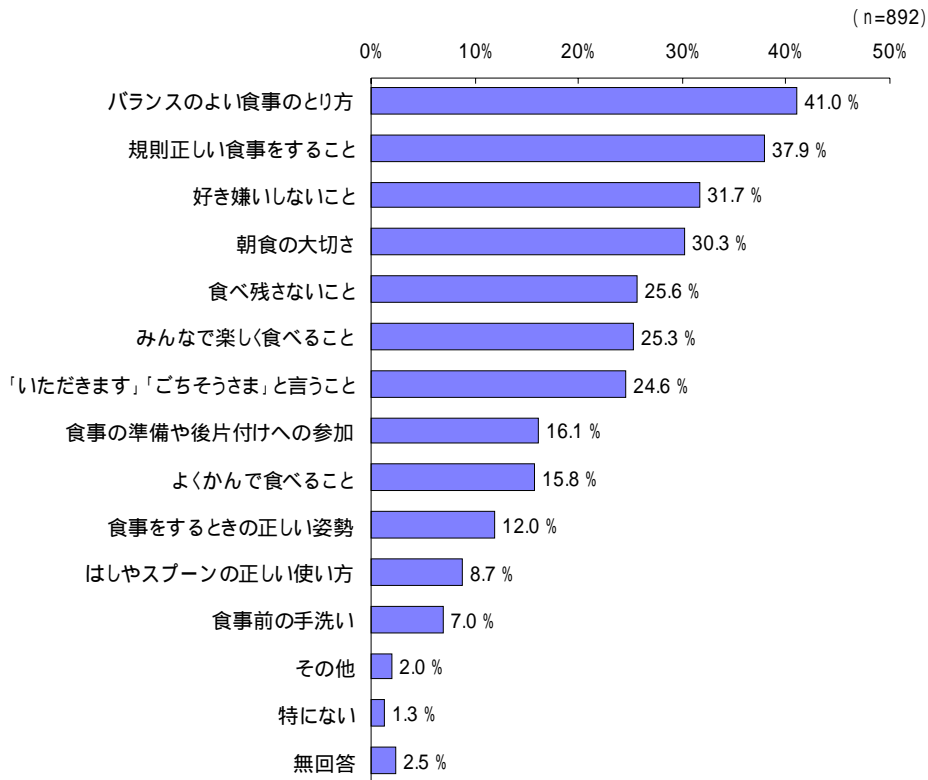
「食の安全、食品表示に関する情報」が 61.0%で最も多く、「栄養のバランスやカロリー等の情報」47.0%、「健康に配慮した料理の技術と知識」30.4%と続く。



3 . 学校や地域での食育について

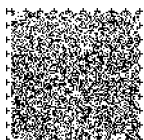
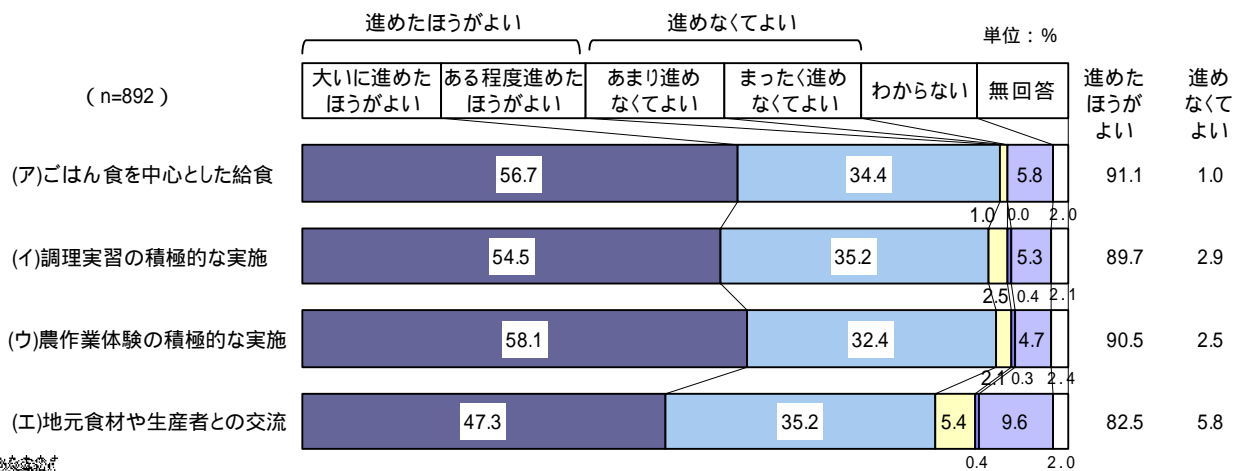
問 40 保育園・幼稚園・小・中学校の給食などで力を入れてほしいこと(3 M.A.)

「バランスのよい食事のとり方」41.0%、「規則正しい食事をする事」37.9%が多く、「好き嫌いしないこと」31.7%、「朝食の大切さ」30.3%が続く。



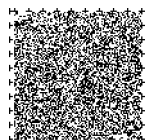
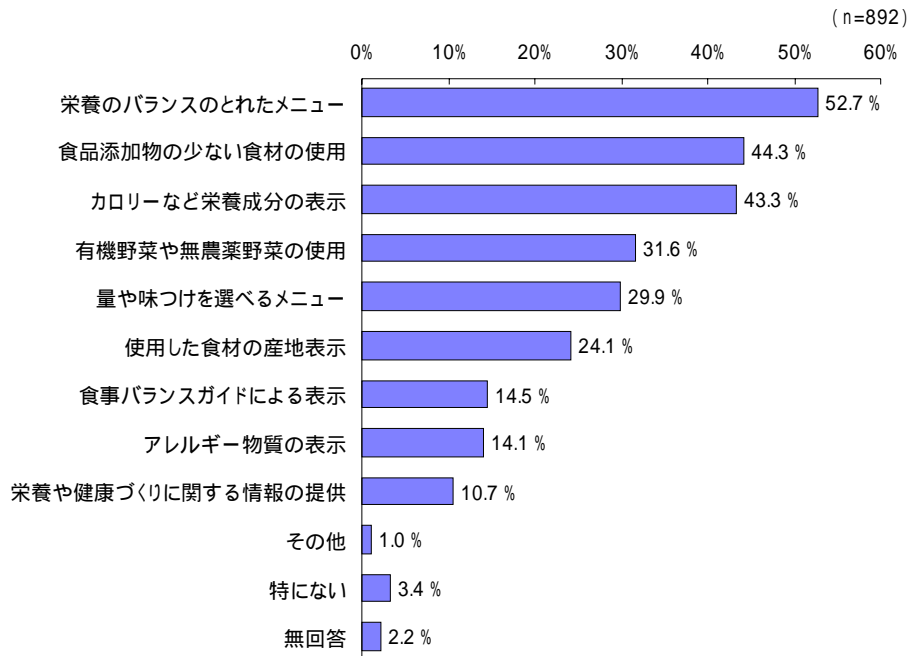
問 41 食に関する取り組みについて

『進めたほうがよい』は「ごはん食を中心とした給食」91.1%、「調理実習の積極的な実施」89.7%、「農作業体験の積極的な実施」90.5%、「地元食材や生産者との交流」82.5%。



問 42 飲食店やレストラン、職場の給食施設や食堂などに望むこと (3 M.A.)

「栄養のバランスのとれたメニュー」52.7%、「食品添加物の少ない食材の使用」44.3%、
「カロリーなど栄養成分の表示」43.3%

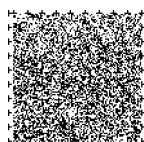
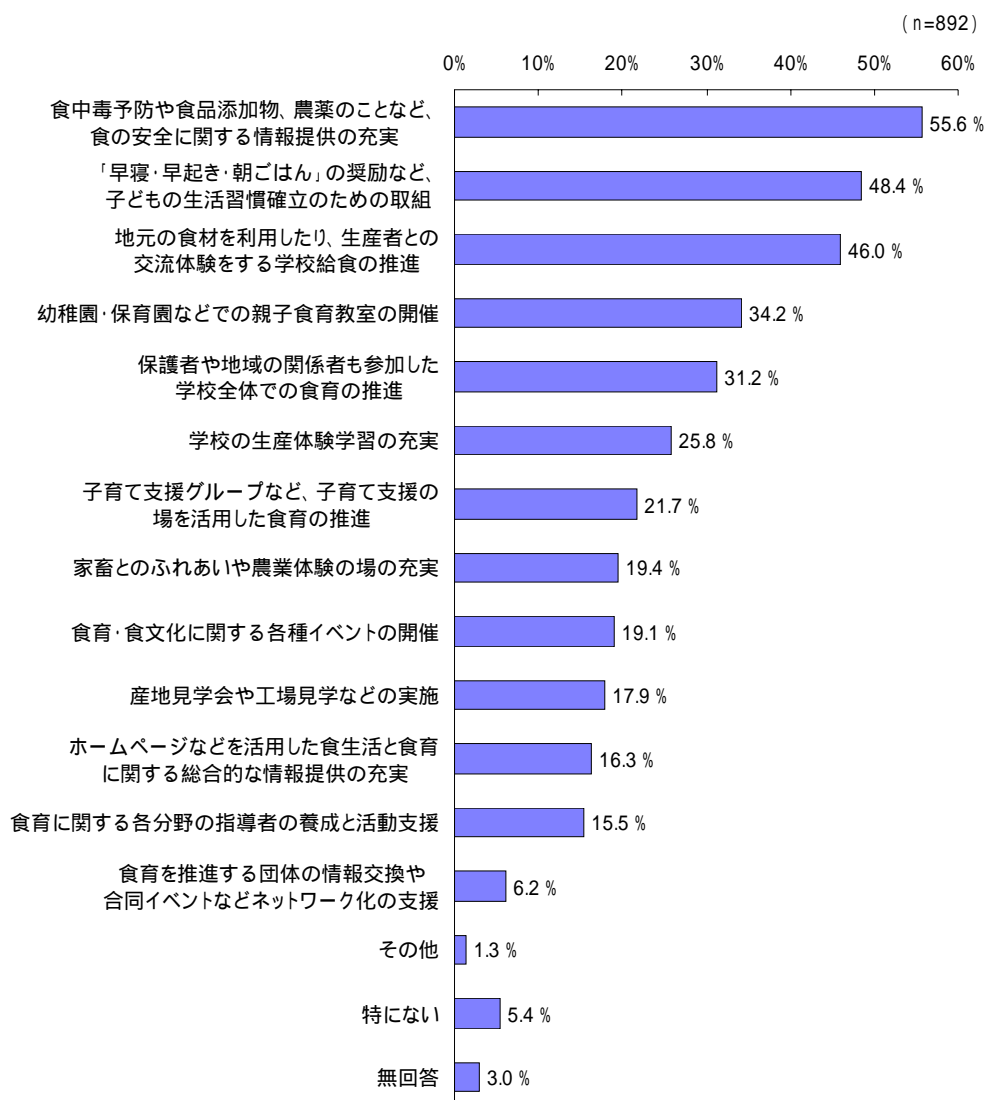


4 . 市の取り組みについて

問 43 健全で豊かな食生活の実現にむけて、市に重点的に取り組んでほしいこと

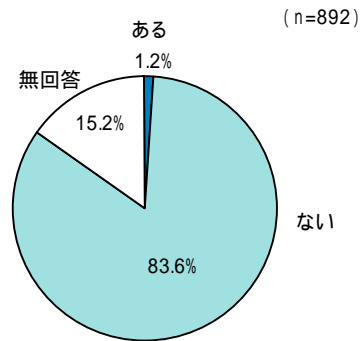
(5 M.A.)

「食中毒予防や食品添加物、農薬のことなど、食の安全に関する情報提供の充実」55.6%、
 「早寝・早起き・朝ごはんの奨励など、子どもの生活習慣確立のための取組」48.4%、
 「地元の食材を利用したり、生産者との交流体験をする学校給食の推進」46.0%が多い。



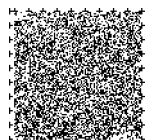
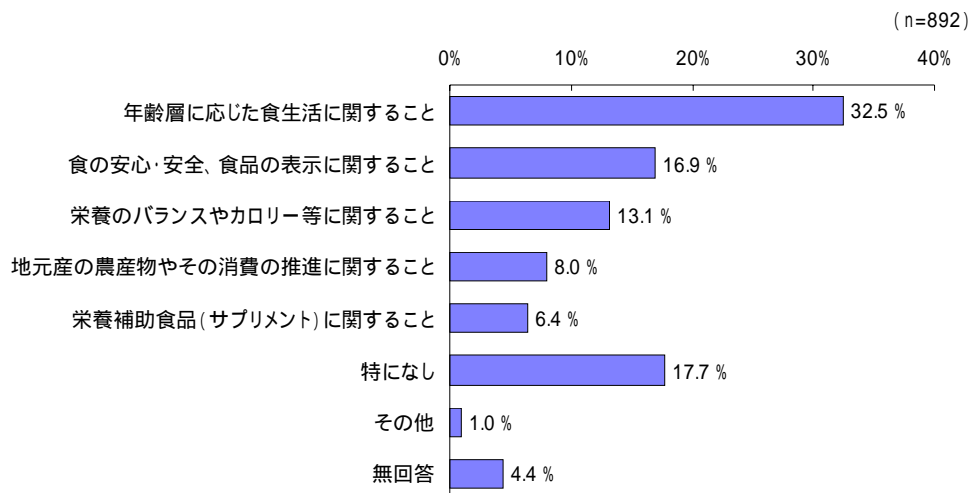
問 44 市の食に関する消費者講座への参加

「ある」は1.2%、「ない」が83.6%



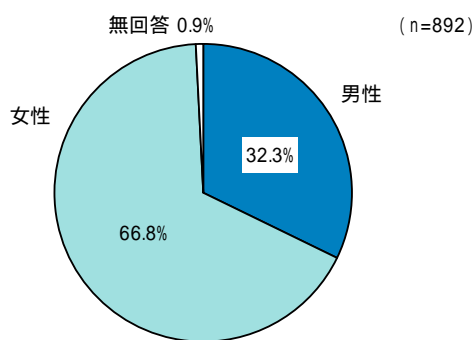
問 45 食に関する消費者講座で参加したいもの

「年齢層に応じた食生活に関すること」が32.5%で最も多く、「食の安心・安全、食品の表示に関すること」16.9%、「栄養のバランスやカロリー等に関すること」13.1%が続く。

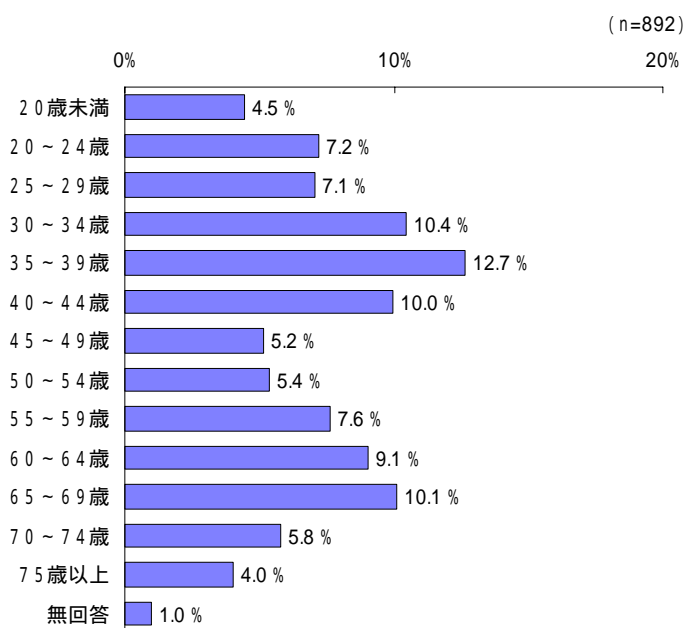


自身について

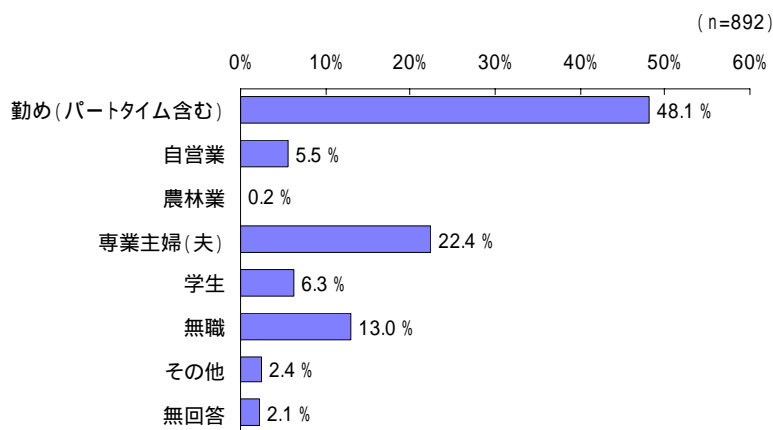
1 性別



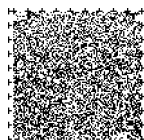
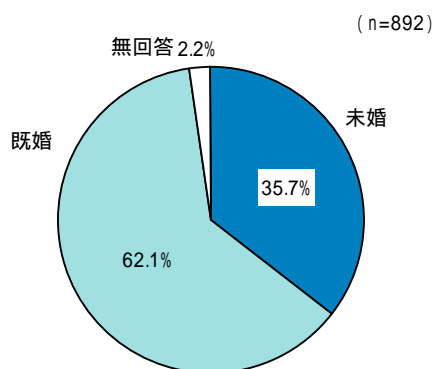
2 年齢



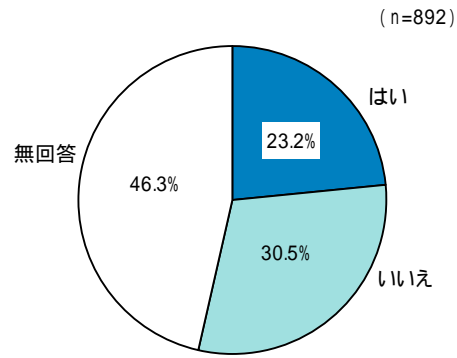
3 職業



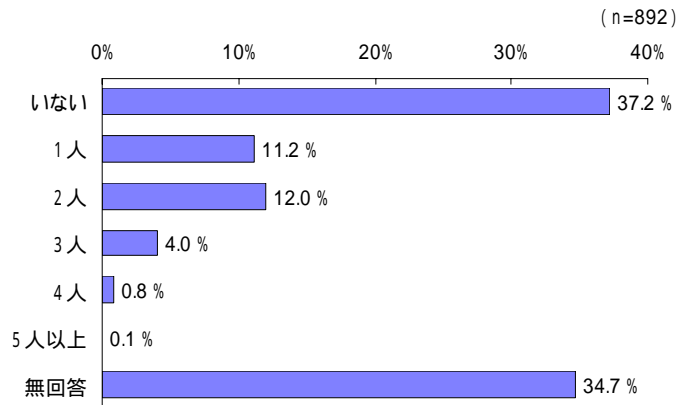
4 結婚



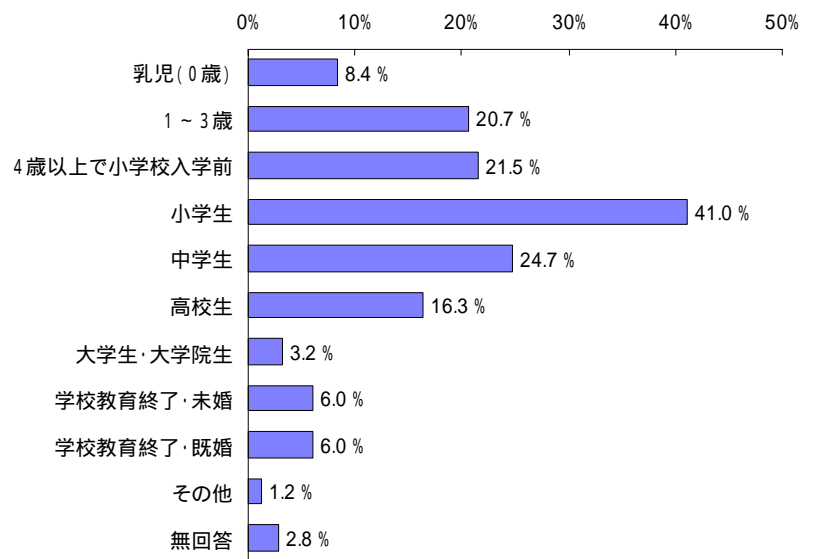
5 共働き



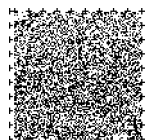
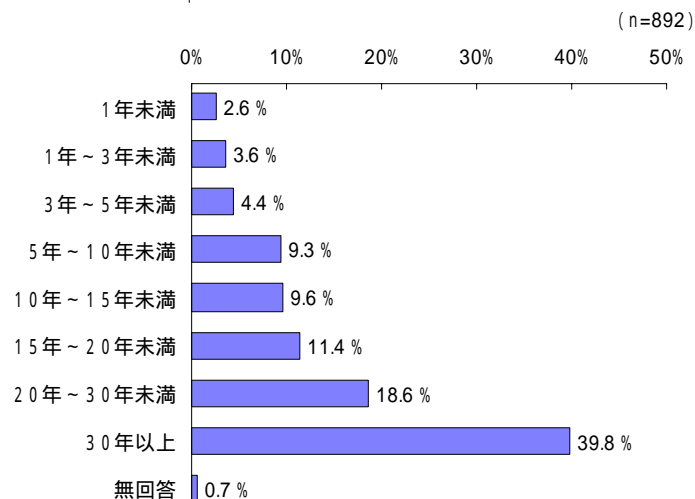
6 同居の子ども的人数



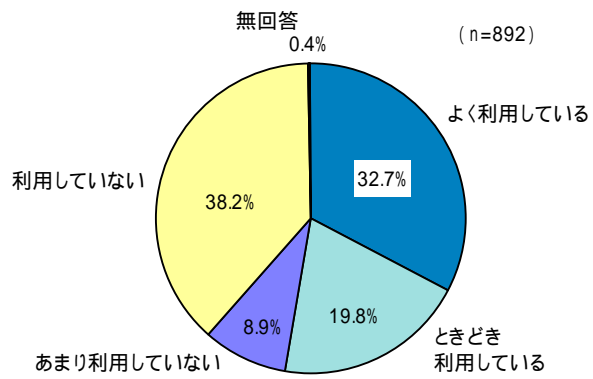
7 子どもの段階 (6で子どもがいると答えた人(251人)に)



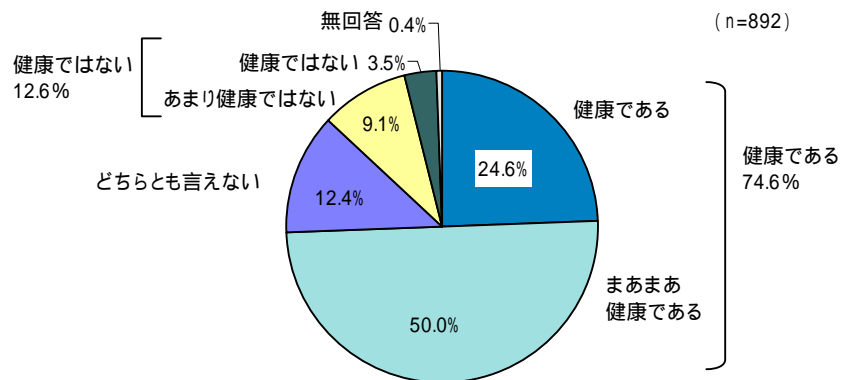
8 青梅市での居住年数



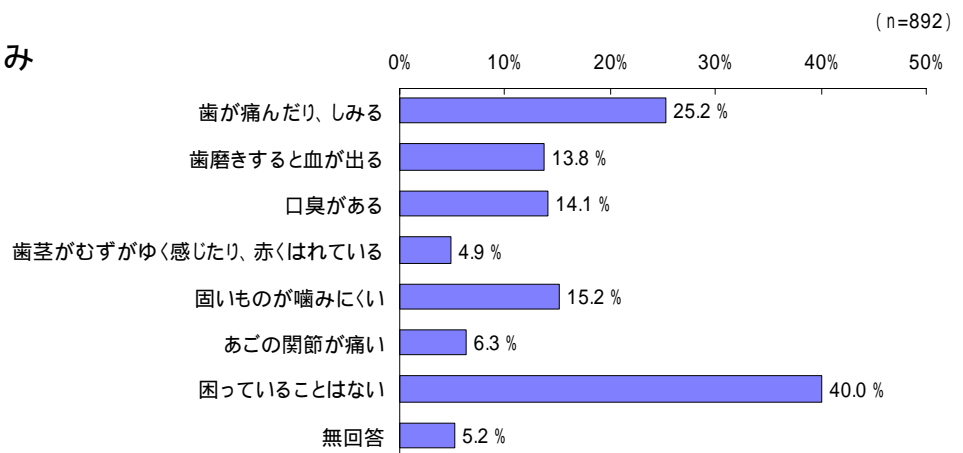
9 インターネット利用



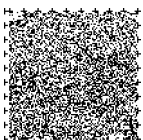
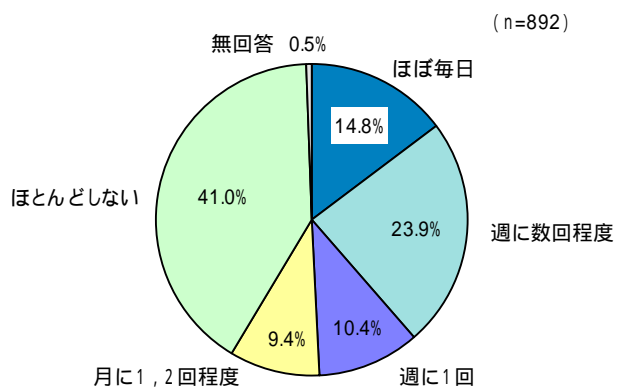
10 自分の健康状態



11 歯や口の悩み



12 1回30分以上運動



資料8 パブリックコメントについて

1 意見募集概要

- (1) 期間 平成22年2月15日(月)から平成22年3月1日(月)まで
 (2) 周知方法 広報、青梅市ホームページ、青梅市健康センターおよび各市民センター窓口での閲覧
 (3) 意見受付方法 郵送、持参、ファックス (いずれも健康課宛) 電子メール

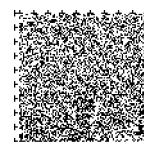
2 受付意見

提出者数 4人(課宛でのメール・・・3人、FAX・・・1人)

第1章 はじめに

5. 食育のネットワーク 掲載頁 P6

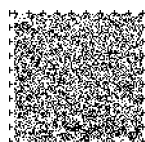
意見の概要	市の考え方
<p>食育のネットワークにおいて、家庭・地域の説明が(子ども会・PTA・自治会)となっているが、地域には食に関心を持つ市民グループや市と協働している複数の生活協同組合がある。</p> <p>家庭・地域という中に「消費者団体」として含めておく必要があるのではないか。</p>	<p>懇談会においても、同趣旨の意見が出ました。消費者運動や食育に関して、市民団体などが大きな力であることは、承知しています。地域をPTA・自治会、また事業者をJA、商工会だけに限定しているものではありません。具体的に掲げて書いてありませんが、今後、食育推進市民会議や市民ネットワークを作る段階では、参加の呼びかけを検討してまいります。</p>
<p>永山の産業観光まつりで食をテーマに各団体が展示をしている。参加しなくても、市内の主婦のネットワークがあることは把握しているか。市民・市民団体のノウハウを生かしていくという姿勢に欠けている。</p> <p>事業者は、JAや商工会ばかりではない。計画をもとに何か会議を設けるときに、この絵に描かれたメンバー構成ではダイナミックな計画の推進は望めないのではないか。</p>	



第2章 青梅市の食をめぐる現状と課題

1. 食生活と健康 掲載頁 P9

意見の概要	市の考え方
<p>アンケートの回収率が3分の1強であり、調査として有効ではない。</p> <p>小中学校で実態調査をすべきである。高校、大学生は家庭で食事をとらない、とれないのが、青梅の実態のはずだ。実態が把握されているのか、大変疑問である。まとめに疑問が多い。</p> <p>問題意識がなければ、食の格差が広がるばかりだ。</p>	<p>今回の市民意識調査結果を誤って35.5%と掲載したが、正しくは44.6%と、約半数の方から回答を得ております。</p> <p>各学校では、食や健康・体力に関する指導を推進するため、学校毎にアンケート等を行う等、児童・生徒の食生活等の実態把握に努めています。また、小学校5年生以上の児童・生徒については、全員を対象にした体力テストとともに朝食のアンケートを実施し、食事と体力の関係等を把握し、指導を行っております。なお、アンケートでは小・中学生とも朝食を食べているとの回答が9割を超えている状況です。</p> <p>市民意識調査の年代別の細かい集計を見ると、ほとんど毎日朝食を食べる率は、20歳未満は、77.5%。20歳代は、54.7%。欠食の多い年代もありますが、市全体ではまとめに問題はないと考えます。</p>
<p>こどもは独立し、自分は親の介護、平日は都心でマンション暮らし等の理由で、夫婦でもお互いの寝顔しか見ない生活を何ヶ月もしているのが、実態ではないか。アンケートに現役世代・高齢者世代が調査から漏れている。</p>	<p>市民意識調査は18歳から70歳代の市民2,000人を無作為抽出し、892人から回答があり、その約40%が30歳から40歳代、約20%が65歳以上であり、回答結果に世代ごとの食事の状況は表れていると考えます。</p>



5. 食文化の継承 掲載頁 P15

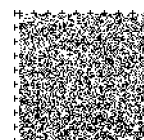
意見の概要	市の考え方
コンビニで行事食が売られているご時世。行事食が家庭で受け継がれているか疑問である。	自宅で調理することが多い伝統行事食で、東京都よりも数値が高いところに青梅の特徴が出ており、一定程度伝統が引き継がれていると考えます。

第3章 食育の基本方針

2 基本的な目標

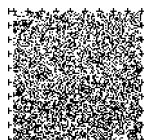
目標2 食育を通して子供の健やかな発育を促す 掲載頁 P22

意見の概要	市の考え方
食育の言葉の意味は、書かれていることだけではない。まったくナンセンス。食育の目標が、食らう・栄養補給・マナーを守り食べる、だけでよいのか。	他にも伝統的な食文化、食べる環境も、目標で上げています。



目標5 地場農産物を通して地域のつながりを広める 掲載頁 P24

意見の概要	市の考え方
<p>地場農産物は、環境問題と密接である。フードマイレージや、地場農業の再生産からの観点から、JA任せでない施策が必要。</p> <p>せっかくの有線放送で、防災だけでなく余った野菜の放送をすべきだ。</p>	<p>地産地消の推進、地場産の野菜をたくさん消費してもらうには、御指摘のとおり、PRが大切であると考えています。JAとは、定期的に農業振興について協議していますので、直売所のPRとともに地場産野菜の普及PRも重要課題として研究していきたいと思えます。</p> <p>高齢化が進むなかで、気軽に身近なところで、地元の野菜が購入できたらよいと思えます。そさい振興会と協議し、庭先販売を研究したいと思えます。</p> <p>防災無線を使用した放送は、設置の目的が異なるため困難です。</p>
<p>家族任せの計画は無意味だ。血縁中心、家族の食育よりも、地縁中心にした食育の輪を広げるほうが行政計画の意味がある。</p>	<p>家族の食育、家族の輪がきちんと出来たうえで、はじめて食育が深まると考えます。</p> <p>地域の友人たちとの食事への取組は、目標に掲載済みです。</p>



第4章 食育の施策展開

食による心身の健康づくり

1. 妊娠期・乳幼児期の食育

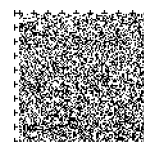
(1) 妊娠期 掲載頁 P28

意見の概要	市の考え方
<p>妊娠期の食育に関して、妊娠してからでは遅いのが実情だと思います。過度のダイエットや体を冷やす等の食習慣がもたらす結果を、本来家庭が教育すべきだが、社会的にも教育すべきである。</p> <p>食には、次世代への命の継承という大きなやくわりがある。嗜好品にかたよる食習慣をどうにかしたい。</p>	<p>妊婦食教室等で適切な食習慣や、バランスのとれた食事や作り方を学びます。</p> <p>また、各学校におきまして、食に関する指導の全体計画にもとづき、教科や給食の時間等を通して、発達段階に応じ、食事の重要性をはじめとした、食に関する指導を行っています。</p>

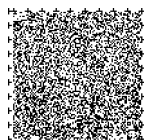
2. 学齢期の食育

(1) 小・中学生(6歳~15歳) 掲載頁 P32~34

意見の概要	市の考え方
<p>共働きで料理に手間がかけれないのが現状。そこで、給食や食教育を利用したり、給食だよりを子ども目線で充実させることで、家庭に響かせてもらいたい。</p> <p>スーパーに並んでいる野菜は、外国産や国産でも遠距離のものである。子どもたちが日常給食で食べる野菜は、地場産を使用したい。</p>	<p>各学校において、食に関する指導の全体計画にもとづき、教科や給食の時間等を通して、発達段階に応じ、食事の重要性をはじめとした、食に関する指導を行っています。学校給食センターでは、年間を通じ、定期的に栄養士や調理員が給食時間に学校を訪問し、地場産野菜の利用などを説明し、食への理解を深めております。</p> <p>今年度の給食だよりでは、食育をテーマといたしました。今後も、内容の充実を図ります。懇談会においても、同趣旨の意見が出ていました。必要に応じて、市内の農家で生産する地場産農産物を使用していますが、地場産農産物だけで、給食に必要な量をまかなう事は困難な状況です。</p> <p>学校給食用物資納入基準に従い納入できる方であれば、納入業者として登録できますが、給食センターでは相当量を必要としていることや安全性の観点から、生産者を取りまとめるそさい振興会を通じ調達するのが適当であると考えております。</p> <p>なお、地場産農産物の供給を増やすため、そさい振興会給食部会員の増加対策等について関係機関と研究してまいります。</p>



意見の概要	市の考え方
<p>学校給食で、菓子パンは食事ではない。減らして、米飯給食を増やして欲しい</p>	<p>給食は児童生徒に食べてもらうことが基本です。学校給食のパンの種類については、児童生徒の食生活や嗜好にあったパンも考慮に入れて、適正な栄養量の範囲で提供しています。</p> <p>米飯給食については、懇談会においても、同趣旨の意見が出ていましたが、米飯給食の回数は、現在の藤橋・根ヶ布調理場の炊飯能力が3,000食程度であり、回数の増加は困難です。今後、施設老朽化対応策を検討する中で、炊飯能力の向上についても検討してまいります。</p>
<p>小学校低学年における給食喫食時間が15分では短い。時間を増やして欲しい。</p> <p>第二小学校の給食自校化に伴い、独自の食育への取り組みをしてもらいたい。</p> <p>調理場の老朽化に伴い、各校とも給食自校化にしてもらいたい。</p>	<p>平成21年度の小学校低学年の給食に関する調査結果によりますと、喫食時間が「かなり不足している」という学年はなく、「やや不足している」が2校でした。各学校では1日の授業時程を見直したり、4校時の終了時間の厳守や給食準備の効率化など、工夫して喫食時間の確保に努めています。</p> <p>食育の取り組みにつきましては、各学校に配置された食育リーダーを中心に進めてまいります。</p> <p>今後も、改築をする必要が生じた学校への自校調理方式の導入に関しましては、総合的に検討してまいります。</p>

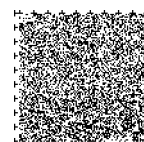


意見の概要	市の考え方
<p>料理教室は、社会教育や農協に任せておけばよい。教室に申し込んでこない市民・子供を対象に、子供だけでも参加出来る企画を進めるべきである。料理教室を子供の居場所づくりの手段に利用した後、食育ボランティアの活動場所にして欲しい。</p>	<p>夏休み料理教室は、各課共催事業で給食センター調理員たちと一緒に料理するため、子供たちだけで気軽に参加できる企画です。また、親子クッキングは、共稼ぎ等で、なかなか親と一緒に料理を作る機会のない児童等を対象に、親と一緒に料理を作る楽しさを味わってもらおう企画です。</p> <p>活動場所については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
<p>学校給食の書かれている内容が、給食の提供という視点だけである。食育リーダーの養成も学校の先生に押し付けるだけで物事が進むのか。センター方式で食事を作る現場から児童生徒が遠ざけられ、片付け時間が無いので、早く食べると急がされている現状だ。</p> <p>食育基本法は、絵に描いた餅である。</p>	<p>教員の配置は、東京都が行っておりますので、引き続き、東京都に対し、栄養教諭の配置を要望してまいります。学校においては、授業を通し、学んだことや調べたことをもとに、限られた時間の中で、意見を発表し合ったり、各家庭において家族のための食事を作る活動等により食に関する意識を育てていきます。</p>

3. 成人期の食育

(1) 壮年期(25歳~39歳) 掲載頁 P38

意見の概要	市の考え方
<p>壮年期については、食育の対象よりも、子供に伝えながら、自分たちも成長していくと、とらえるべきである。</p>	<p>子育て世代であるこの時期は、子供の食習慣に気を配る、家族の健康を守る意識が必要な旨、記載済みです。</p>

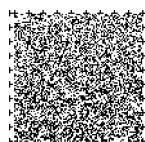


・青梅の食でつくる魅力ある地域づくり 掲載頁 P45

意見の概要	市の考え方
<p>今までの意見を盛り込んだ取り組みは、行政が書くべきである。</p>	<p>表現に多少の相違があるもののご意見の趣旨は、取り組みに記載されていると考えます。</p>

1. 地産地消の推進と食文化の継承 掲載頁 P46

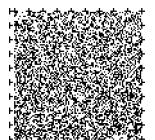
意見の概要	市の考え方
<p>地産地消の重要な意味についての説明が不十分です。</p> <p>日頃から世界中の食をかき集め輸入している一方、外国には輸出できる食材があっても、自国には回せない現実に触れる必要性を感じます。さらに、環境問題の視点からもフードマイレージやバーチャルウォーターという問題が存在することを市民に示す必要性を感じます。</p>	<p>ご意見を参考に、趣旨を盛り込んでまいりたいと思います。</p>



意見の概要	市の考え方
<p>地産地消の農産物販売の拠点が J A 直売所中心となっているが、高齢化の中で、車を使わず気軽に自転車や徒歩で買い物ができる取組みができないか。</p>	<p>地産地消の推進、地場産の野菜をたくさん消費してもらうには、御指摘のとおり、P R が大切であると考えています。J A とは、定期的に農業振興について協議していますので、直売所の P R とともに地場産野菜の普及 P R も重要課題として研究していきたいと思ひます。</p> <p>高齢化が進むなかで、気軽に身近なところで、地元の野菜が購入できたらよいと思ひます。そさい振興会と協議し、庭先販売を研究したいと思ひます。</p>
<p>青梅市そさい振興会学校給食部会の部会員を増やすことで供給量(使用量)を増やせるとのことだが、学校給食部会員でない農家の方々にも、納入・提供ができるように仕組みの見直しを図る必要があるのではないか。</p> <p>限られた団体への支援で調達するという考え方では、かえって推進の妨げになる心配は無いのか。</p>	<p>地場産野菜の納入について、そさい振興会以外の農家を制限するものではありません。学校給食用物資納入基準に従い納入できる方であれば、納入業者として登録できます。しかし、給食センターでは相当量を必要としていることや安全性の観点から、生産者を取りまとめるそさい振興会を通じ調達するのが適当であると考えております。今後も、学校給食用物資納入基準を遵守し、食材の調達をまいります。</p> <p>なお、そさい振興会給食部会員の増加対策等について関係機関と研究してまいります。</p>

計画全般について

意見の概要	市の考え方
<p>わかりやすいように、現在行われている政策、充実が必要な項目、市民の協力が必要な項目に区分すべきである。</p>	<p>今回の計画については、ご意見のようなまとめ方はいたしませんでした。具体的な施策等については、今後検討してまいります。</p>



資料9 食育基本法（平成17年法律第63号）

前文

第一章 総則（第一条 第十五条）

第二章 食育推進基本計画等（第十六条 第十八条）

第三章 基本的施策（第十九条 第二十五条）

第四章 食育推進会議等（第二十六条 第三十三条）

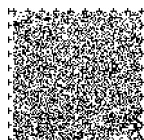
附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦（そう）身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾（はん）濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。



国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

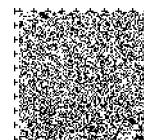
第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。



(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

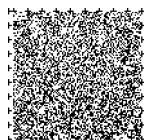
第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。



（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。



- 2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - 二 食育の推進の目標に関する事項
 - 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

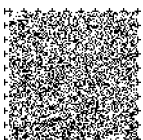
第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。



(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦(そう)身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

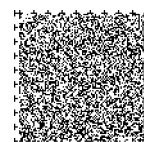
(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。



(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

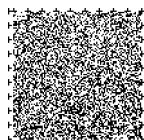
第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。



(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」という。)

二 食育担当大臣以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

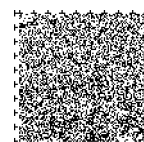
第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。



附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成一七年七月政令二三五号により、平成一七・七・一五から施行〕

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

十七 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 食育推進基本計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中「少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」を「食育推進会議 食育基本法少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」に改める。

附 則〔平成二一年六月五日法律第四九号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日〔平成二一年九月一日〕から施行する。〔後略〕

